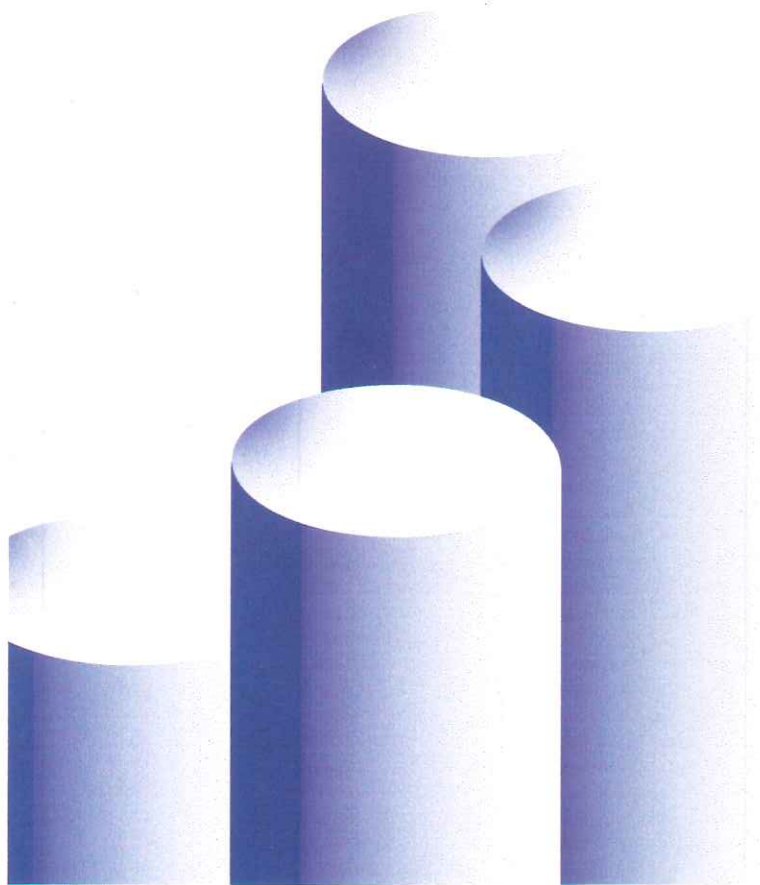


クッキエテシテ、漢文の漢字を解するに及ぶ者

科主 漢文	分 漢語、漢語、漢字	分 別
副 書	漢語、漢語、漢字	別

参 考 資 料



区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	①地域組織活動 1. 支部社協育成費助成事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 各行政区で徴収してもらった社協会費（一般・特別）の10%を「育成費」として各地区へ年度末に還付する。 還付した金額がその後どう使われたか等の調査は一切行っていない。
	2. 行政区活動促進助成事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度 申請地区数 5地区 助成地区数 5地区 助成金額 362,000円 平成6年度 申請地区数 11地区 助成地区数 11地区 助成金額 672,000円 各地区公民館等でその地区住民みんなで使える備品、設備等の購入に対して10万円を限度額に総事業費の半額を助成。 改装や補修工事等大きなものには町からの助成が付く。 社協でなく町（福祉課）がやっている事業だと思っている行政区もある…。 行政区（区長）に頼み事をする機会が多い社協としては、この事業によって区長との対等な関係を保っているという側面は否めない。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> 10%の還付金だけでは育成費として少なすぎる。 還付率を増すか、小さな行政区を考慮して均等割の額を用意する。さもないと、この事業は廃止して、「行政区活動促進事業」を予算的にも充実させた方が、より確実な支援になるのではないか。 還付していることのPRが不足している。 「支部社協」というものをどのレベルで捉えるのか、（行政単位でいいものかもっと大きな地域にするのか）どこかで整理しなければならない。 たとえば東部、中部、西部や中学校区等まとまった地域の中で行政区同士の交流を促進するための「育成費」としてなら意味があるのではないか。それができないのならこの事業自体を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 神栖町に合った型で地域分けを行ない、それぞれの地区が自主財源を確保し自主運営が可能になるまで支給する。 行政区活動促進事業の充実へ。
<ul style="list-style-type: none"> 各行政区へのPRが不足している。 そこで6年度は各区長に前もって宣伝してまわったところ、申請件数が一気に倍増。 購入した物品へ「社協からの助成で購入した」とわかるようなかたちにする為にはどうしたらいいのか。 助成時期が遅い（11月）ため、既に購入してしまってから申請する行政区がある。 「支部社協育成費」とドッキングさせ、より確実な援助をしていった方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 支部は社協育成費助成事業は廃止して、この事業を充実させる。

社会資源及び福祉活動の把握・評価チェック

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	①地域組織活動 3. やさしいまちづくり会議	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回実施しているが1ブロックの人数が多い為会議にならない。 ・実施回数4回の内訳は1回が説明会、2回は敬老会、1回は施設見学。 ・神栖町を4地区（中学校区）に分け、それぞれのブロック単位で会議を行う。多いブロックになると70人で会議をする。 ・住民の自主活動を促し、小地域の組織化を目的としている。 ・ブロックごとの拠点が無い。
	4. コミュニティセンター事業	コミュニティセンター（生涯学習課） うずも大野原の2カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内各施設を地域住民に優先的に貸出（登録制）。 ・月1～2回の自主事業を実施（生涯学習課）。1カ所あたりの総予算（人件費含む）は、5,200,000円。なお職員は退職者かパート。 ・運営委員会がPTA会長子ども会会長、区長、婦人会等「アテ職」である為、中長期的な展望に立った事業構想が無い。 ・2階に会議室があってもエレベーターが付いていないので障害者が利用できない。 ・「貸し館」としての要素が強く、コミュニティ形成の為の事業が無い。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域をブロック分けするにはまだ住民の意識が低い。 ・集まりの人数が多過ぎるため突っこんだ議論をしづらく、またこんなに多くては参加意欲も薄れてしまう。 ・内容が広過ぎる。 ・民生委員、区長、婦人会、1度に全員集まってもらうのではなく、民生委員と区長、婦人会と区長、婦人会と民生委員等分けて集まり、1回は全員で集まる、とこのような形にしてはどうか。 ・当分の間はブロック分けせず、単一地区を対象に時間をかけて地域整備していった方が良いのでは。 ・行政がこれからの神栖町の「地域」をどう考え、どのような地域分けをしていくのか。 ・果たして4ブロックでいいのか。（婦人会は3ブロック） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の量、地域のまとまりに合った型のブロック分けを実施し地区社協を設置する。 ・ブロックごとの拠点を確保する。 ・生涯学習課の構想とセットにして考える。 ・これからも続けて。
<ul style="list-style-type: none"> ・コミセンのある地区と無い地区とで差が激しい。 ・生涯学習課と社協はもっと接点を増やし、コミセンの可能性をさらに増やしていくべきだ。 ・町や社協が考える「地域」の数だけコミセンも設置しなければいけない。 ・単なる「教育施設」でなく、多面的な地域ネットワークを創造する機関としてコミセンを捉えるべきである。 ・役場にもっとコミュニティ行政を積極的に考え、実行してもらうにはどうすればよいのだろうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域住民組織化活動の拠点として、各「地域」に設置。それに合わせた支部社協の設置。 ・生涯学習課と社協とのさらなる連携。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	②当事者活動 1. 在宅介護研修事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・介護慰労金の支給と兼ねて年1回10月に開催 慰労金 町 50,000円 慰労金 県 50,000円 ・対象者：ねたきり 59人 痴呆 8人 その他 28人 計 95人 ・内容：老人施設の指導員等に依頼し講話を聞いたり介護技術を実習する。 (経費 94,695円)
	2. 在宅介護者の集い	県 社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・神栖からは参加者 4～5人。 ・神栖単独で実施してもらった方が参加しやすいと言っている人もいる。
	③ボランティア活動 1. ボランティアサークル・事業への助成	社 協 福祉活動基金 管理運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動基金(7,910万)の果実を運用。基金の目標額は1億円。 ・年間14～15サークル、5～7の事業助成申請(150万前後)があり、福祉活動基金管理運営委員会その内容が協議され助成決定する。 (6・7年度委員構成員) 社協副会長 社協常務理事 身障協会会長 民生部長 クラレ ・行政(福祉課)と社協から二重に助成を受けているサークルの問題。 ↓ どちらかに一本化する方向 ・サークルにとって「助成」という財源があるのは大きな魅力。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の開催では介護研修というよりは慰労金をもらいに来ると意識の方が介護者側に強くあるように思える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の会の組織化を図り少なくとも年間5～6回は集まり介護に限らずそれぞれの持つ悩みを語り合える場を自らが設定し明日からの在宅介護に新たな力を与えられるような事業に移行する。
<ul style="list-style-type: none"> ・単町だけでは参加者が少ないので近隣町村と合同で開催できないか。 ・ショートステイの認知度を高め、普及させることも重要である。 ・旅行等だけに留まらず、介護講習会や介護相談等もからめられれば、さらに充実させられる。 ・最終的には介護者同士の組織づくりに持っていかねばいけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の組織化を図り意見を反映しやすくする。 ・神栖単独若しくは郡単位の事業へ。
<ul style="list-style-type: none"> ・Vサークルの数が増えてくれば申請の金額も増えてくるが、このままの利率では運用が難しい。 ・町の「地域福祉基金」の存在。 ・基金自体が公金的性格を有しているもので、その用途はもっと明確にされるべきだ。 ・事業助成のみに切り替えていくのなら、サークルを自立化させる手段を支援していかなければいけないのでは。しかし、もともとボランティアをするため自発的に結成したのだから、最低限の財源は自分達で確保すべきではないか。 ・福祉活動基金管理運営委員会独自の企画立案があっても良い(自薦、他薦の神栖ボランティア大賞など) ・委員会にボランティア活動センター(運営委員会)も加わるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「サークル維持」のための助成は何年計画かで廃止の方向へ。純粹なボランティア活動への「事業費の助成」に切りかえていく。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	③ ボランティア活動 2. ボランティア活動センター運営委員会	社 協 現在委員数6名 委員構成： V(2名) PTA 子ども会 婦人会 労働組合 白寿荘 生涯学習課	・年4回実施(5年度) 《主な事業》 ○ボランティア集会開催 ○小学生向『ボランティア読本』作成(6年度より) ↓ このため、6年度は月一回程度の開催を予定(学校の先生との懇談会等) 6年度のテーマ 「ボランティア協力校」
	3. ボランティア集会	社 協	・登録Vを中心に年1回開催 約50名の参加 福祉センターで開催 主催：ボラ活委員会 (5年度集会の流れ) 参加者全員の自己紹介 情報交換会 (社協、白寿荘、敬愛園各サークル他) 昼食、交流会 (6年度、7月集会では) アトンプレスホテルで開催。40名弱の参加。 内容は5年度とほぼ同じ

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となるべき『V活動センター』が神栖町にはまだ無い。また委員会も実際はだだの承認機関にすぎず企画運営能力を持たない(事務局任せ)。委員会自体の強化が急務。 ・「人」「モノ」「金」等これから必要とされるものどこまでを協議すればよいのか。 ↓ 年度のテーマをつくる。 ・事業内容に対して委員の数が少なすぎる。少なくとも委員会の下に専門部会を置き、集中的に企画運営をしていけるようなベースを用意するべき。また、それに伴い実際に積極的に活動してくれる人材を各方面(住民、企業等)から探す。 ・神栖町ボランティア連絡協議会との連携。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下部組織の充実 ● Vセンター設置へ →拠点設置までの青写真をつくる(何年までにつくるのか、何処へどんな形で行くのか等)。住民へ働きかけ。行政へ陳情。 ● 『ボランティア読本』準備 →各学校、教育委員会との連携、編集・製本・配布。 ● ボランティア集会準備 →集会の企画・運営を専門に担当する。 ● 『ボランティアニュース』準備会。 ● 専任のコーディネーターの育成、設置、専門化。 ・委員会としては、基金の目標額(1億円)達成までは、「人(づくり)」をメインに考えていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・サークルに入っているVと個人Vとの間に多少の溝が出来てしまう。 ・福祉センターの会議室Bでは堅苦しく、Vも固くなってしまふ。 ・民間色を出し、アトンプレスホテルでケーキを食べた(6年7月)、思ったほどの効果は無かった。 ・集会自体の位置付けと意味付けがまだ曖昧である。 ↓ 「お茶とケーキの楽しい談笑会」とするのか、もう少し学術的なものを加えて「研究集会」色を出すのか。 ・ふれ愛フェスティバルとうまくドッキングさせられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者をもっと増やし(200~300名)、分科会や分散会ができ、「おもしろくて充実した集会」へ。民生委員や子ども会関係者などにも呼び掛ける。 ↓ 集会の企画専門のV活委員の設置。 ・休日開催

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	③ ボランティア活動 3. ボランティア集会	社 協	
	4. ボランティア活動 視察研修	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期の企画はない。 (5年度は越谷市社協を視察、20名程度) ・ 6年度は富士吉田市を視察予定(H7年-月下旬)
	5. ボランティア活動 情報提供	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度始め、社協登録を更新する各個人、サークルに対して情報チラシ送付 ・ 印刷機の購入 ← ・ 「社協ニュース」の ← 新聞折り込み ・ 『ボランティア便利帳』 発行(5年度)
6. ボランティア入門講座	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週1回短期集中7回 (2月~3月) ・ 年間予算300,000円 ・ 内容(H5年度) <ul style="list-style-type: none"> ① 車椅子体験 ② ボラによる点字講習 ③ ボラによる手話講習 ④ ボラによる調理実習 ⑤ 講演「福祉はおもしろい」 (福祉教育研究会、木原孝久先生) ⑥ 町内施設見学 ⑦ インスタント・シニア体験 	

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア協力校とうまくドッキングさせられないか。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>この集会とは別に「子どもボランティア集会」を開催してもいい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の日中開催ではこれ以上の参加者動員は望めない 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ見て帰るだけの視察、研修に終わってしまっているのがほとんど。 ・ 個人登録者の研修会参加費用、遠隔地での研修会(全国V研究集会等)参加費用の問題 ↓ (基金の利用など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回は定例で視察研修できる。 ・ 各地へ研修へ行ったV同士が自分達で報告集を作成する(報告用の様式は常に事務局に用意)。 ↓ V集会等で報告
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各Vへの情報提供、ニーズ調査をさらに幅広く。 ↓ 「社協ニュース」を全戸に配布。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>回覧板等地域の機関を利用しても、神栖町では全ての世帯に配布出来ない(地域が本来持っている情報伝達機能が死んでいる)。また社協には独自の配布ルートも無い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Vの声を集める「めやす箱」等の設置。 ・ 社協ニュースとは別に毎月『Vニュース』を発行する。 (V活委員会) ・ Vセンター直通電話の設置(→V活委員会)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎回講座終了後に「懇談会」的なものを(講師や社協職員と話をできる時間)用意して欲しい。 ・ ただの勉強会ではなく、その後の受講者の意識や行動にどれだけ働きかけられるか。受講後の調査、追跡を試みてはどうか。 ・ 講座の内容だけがボランティアではないという意識が大切。 ・ 主婦層以外の年齢層向けの講座開催。サラリーマンや小中、高校生等対象者の拡大の為、開催期間、時間帯等の見直しが必要。 ・ 生涯学習課(行政)で今後体系づけていくであろうサラリーマン・退職者向講座(おそらくV関係のものになる)との連携が重要になってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協、生涯学習課等関係機関との連携から対象層の拡大をめざし、またどの対象層にも対応したプログラムを用意する。 <p style="text-align: center;">サラリーマン ↓ 生涯学習課と連携 ↓ 企業へ</p>

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
I 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	③ ボランティア活動 6. ボランティア入門講座	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漠然とした動機で受講を希望した人が多いが、開催ペースが集中的なため出席率が高い。 ・ 開催時間帯(平日の午後)のせい、主婦層の受講者が殆ど。 ・ 意識が高まったところで活動に結び付けることができる(既存のサークルに入会、社協にV登録、専門講座受講希望等)。 ・ 講座終了生にボランティア情報チラシを送付。
	7. 各種専門講座 (点 字) (手 話) (リーディング)	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回年間10回コース(手話講座のみ月2回20回) ・ 年間予算は各15万から20万程度。(講師謝礼、教材費等) ・ 募集方法:社協ニュース(全戸配布)に掲載。 ・ 現在の開催時間帯:平日の午前または午後。 ・ 参加者の出席率が回を重ねるごとに悪くなっていく。特に点字、リーディングについては、最近では受講希望者自体が減ってきている。(手話については受講希望は相変わらず多いが、出席率の低下は同じ問題)。 ・ 月に1回程度の開催では一度休んだら二カ月も間隔が空いてしまって、意欲の減退につながる。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ フォローアップをさらに充実させる ex. 「第二次入門講座」として実際のボランティア活動をカリキュラムに取り入れる ・ 講座会場を白寿荘(特別養護老人ホーム)にしてはどうか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座生の減少 →講座自体のPRや点訳、手話、朗読ボランティアが多方面で活躍していることのアピールが足りない。社協ニュースだけでなく、公民館、図書館等でポスター、チラシ等の宣伝を。 →時間帯も、あらゆる層の人達に合わせて変えていく。 ・ 点字講座 →専門的で「技術修得」の要素が強く、難しいので継続するのが大変なのだ。 →通りの技術を得た人への「中級講座」開催(今までの開催期間を狭めて、秋口から中級講座へ…という手もある)。 ・ 手話講座 →仕事をしている人で(特に窓口業務)手話が必要になる場面は必ずある。そういう人達にもっと手話を勉強してもらうために、期間や開催時間帯等の見直しが必要だ。 →窓口対応に必要な最低限の手話だけでも教えられないか。デパート、銀行等へこちらから出向く「手話講座キャラバン」があってもおもしろい。 ・ リーディング講座 →学校の先生など「声を発する仕事」をする人達をターゲットにしてもいい。(夏休み集中型で) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ どの講座も継続させていく。 ・ 講座で取得した技術を生かせる場の確保と提供。 ・ 短期集中型へ。 ・ 開催時間帯を多様に。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
I ・ 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	③ ボランティア活動 7. 各種専門講座 (点 字) (手 話) (リーディング)		<ul style="list-style-type: none"> ・第一期点字講座終了生はその後点訳サークル「ひとみの会」結成。同じくリーディング講座終了生によって「読み聞かせサークル「うぐいすの会」結成。ともに現在も活発に活動中。 ・手話講座終了生に関しては、以前から「虹の会」という手話サークルがあり、意欲のある人は入会する場合もある。
	8. 企業向け福祉講座（企業の社会貢献活動の促進）	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年度は特に実施していない。 ・企業側から社協に対しての要望やアプローチが増えてきている（クラレ、合成ゴム、鹿島石油などは協力的）。 ・この事業自体が全国的にみても未開発の分野なので、社協としても手さぐりの部分が多く、突っ込みきれていない。 ・「本社の意向を聞かないと、事業所として取り組めない」……という事情。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・声をかけて参加を募るという型には限界がきている。 ・社協は様々な情報やボランティアメニューを企業側に提供していかなければならない。 ・企業内にボランティア、福祉関係のセクション、ポストづくりが必要。 ・企業がどのようなボランティア関係事業を実施、或いは要求しているのか、直接調査する必要がある。また、実際に社会貢献活動をしている企業の例を調査し、これから取り組もうとしている企業へ豊富な資料を用意することが必要。 ・実際に活動をしている企業を調査し、今まで以上に広報紙「たんぽぽ」、社協ニュース等で評価していくべき（「今月のいきいきさん」）。大企業だけでなく、小さな企業、工場などにも目を向けていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の計画的な開催

区分	事業・活動名	実施項目(予定)	現 状
I ・ 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	③ ボランティア活動		
	9. ボランティア 養成部門	<p>○分野別の育成 (各種V講座)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 点字 — 手話 — リーディング(音訳) — V入門 <p>○対象別の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> — 児童、生徒 <ul style="list-style-type: none"> — 夏の子ども自然教室 — 健全育成標語 — ボランティア協力校 — 成年 仕事を持っている人 主婦層 <ul style="list-style-type: none"> — (時間帯合わず) — 各種講座 — 企業(人) — シルバーボランティア <ul style="list-style-type: none"> — (老人大学) — その他 <p>○講座終了後の フォローアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ニュース、情報ハガキ等の送付。

到 達 目 標
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">期間・時間帯の調整 (夜間、土・日の開催等)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">短期集中型 への移行</div> </div>
<ul style="list-style-type: none"> — 企業向け — Vアドバイザー、コーディネーター養成講座 — 介護入門講座(施設体験学習) →施設とのさらなる連携、施設ボランティアの育成へ → ボランティア教育 — 夜間講座の開催 — 特に「介護ボランティア養成初級・中級コース」を用意 — 企業向け福祉講座の充実 — 退職者向け福祉講座(案) ・さらに充実させる。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
地域住民を主体とした活動の促進	④. 地域ケアシステム事業 1. 高齢者地域ケアシステム事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政委員、民生委員、婦人会、老人クラブ会長と社協職員でメンバーを構成している（28チーム） ・ 主に一人暮らし老人の見守り活動を中心に活動。 ・ 指定を受けていた時点での活動は活発であったが、指定終了後はチームが崩壊してしまったようだ。
	2. 障害者地域ケアシステム事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしの障害者や家族も障害者であるという場合はケアが必要だと…考えられるが現況はそれほど需要はない。が、緊急時の対応として「ヘルパー制度」をもっと充実させる必要性があり、現在は町の2人のヘルパーで対応している。ケアの必要はなくても情報の収集は必要である。 ・ 障害児の学童保育（第2土曜日や休日）は養護学校に通う子どもたちにとって地域とのつながりをもつ機会となるので、ボランティアの育成と場所の確保が必要。 ↓ 機能回復訓練の部屋の解放が望まれている。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政委員は一年交替なのでメンバーが固定しない。構成メンバー（機関）の再検討、再構築も必要だ。 ・ 37行政区で説明するには無理がある。 ・ 年に3～4回、民協定例会で時間をとってもらい、担当職員と4中学区に分散した民生委員とで話し合う場を作ってもらってはどうか。 ・ キーマンをどのように発掘育成するかが問題だ。 ・ 地域住民の意識改革をどのように図るか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスのほとんどが地域ケアにかかわるので、段階的に整備していく。（地区社協の育成） ・ 地域の組織化を図り、中学校区単位に「地区社協」を設置。それぞれの地区で諸問題に対処できる体制をつくる。 ・ 対象者に合ったケアチームがすぐに作り上げられるようなシステムをつくり、早期発見、早期対応を目指す。 ・ 公私それぞれの役割確認とサービスの連携を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホーム・生活寮の検討 → 寮母等をしてくれる人がいるのか？ 寮母になってくれる人材が少ないだろう。又費用の捻出が難しく、クライアントに1月5.8万円、寮母に月5万円県から補助金が付くがアパート代・食事費等の賄いを考慮すると厳しい現状である。親の負担は3、4万円程度である。 ・ バックアップ施設と就労受入れ先の開拓が必要。 ・ 施設入所の場合、入所年齢に関係なく3年間は親の所得により差があるが最高額26,000円である。それ以上の入所期間については親の所得により差があるがかなりの負担金を支払う。20歳以上は本人の障害者年金により負担する。 ・ 病院の通院等にハンディキャブ運行の要望が将来生じてきても、運転ボランティアや介助ボランティアの育成が問題となるだろう。ニーズ調査の実施やボランティアの育成（企業ボランティア・社会貢献活動）が今後の課題だ。 ・ 精薄老人の問題が将来的に出てくるであろうが、現行施設では設備が老人施設のように整っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の発掘をし人材や活動の場づくりをする。 ・ 少なくとも東京や神奈川県並の補助金を要望。（県へ） ・ 老人施設と障害者施設との法的な壁を乗り越えて相互利用できるような行政と検討する。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
I ・ 地 域 住 民 を 主 体 と し た 活 動 の 促 進	④. 地域ケアシステム事業 3. 緊急通報システム事業	神 栖 町	・概ね65歳以上のひとりぐらし老人の日常生活上の緊急事態に対応するために設置。
			・受信センター 消防署 老人宅 端末
			・94台 設置
			・費用 電話機本体 65,800 ワイヤリモコン 23,000 リモートスイッチ 2,400 ハンズフリーボックス 12,000 工事費 13,900 1台につき合計 117,000円
			・受信状況 緊急出動 3件 誤報 37件 電池切れ 13件 相談 1件 計 54件

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・設置希望をだしていない世帯への対応。 ・昼間ひとりぐらし老人に対する該当制度の適用の可否294世帯(H,5)。 ・社協で設置してある火災警報機との機械的連携が図れないか。 ・誤報が多いため消防署の業務に支障を来している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の福祉施設（白寿荘）等と協力し電話相談の窓口を開設するなど緊急ではないが、その兆候をキャッチできるような体制を作る。 ・生活リズムセンサーや火災警報システムを組あわせ漏れのないシステムを作り上げる。 ・バックアップ機能を付け、社協でモーニングコールや、昼間時の誤報等の対応をする。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	①相談窓口の確立 神栖町心配ごと相談所	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度 来談者数 37名 相談件数 36件 毎週金曜実施 (pm1:00～4:00、各月の最終金曜日だけpm6:00～9:00) 相談員の構成は民生委員、保護士、役場退職者など。 (一回の実費弁償3,000円) ケース検討会を町、県レベルで行っている。 相談件数の減少 この相談所は利用せずに直接社協窓口に来るの方が実際は多い。(生活困窮者、外国人など) 心配ごと相談所運営委員会を年2回開催 <構成メンバー> 区長会長 相談員3名 一般 計5名
	②供給主体の連携 サービス供給主体の連携	社協他関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 一人の要援護者に対して、現状では各機関(社協、保健婦、ヘルパー他)が個々に訪問、対処をしており、社協福祉活動専門員とヘルパー、社協専門員と保健婦といった個別の情報交換はあるもののそれぞれの機関同士での連携や協働、情報交換等はほとんど行なわれていない。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> よろず相談的な機能でいいのか専門的な相談も受けつけるのか 相談員の高齢化と定年制 社協の窓口相談も心配ごと相談にいられた方がいいのか 町村の枠を越えた相談機能の確立 行政で実施している相談機関との定期的な打合せ、連携が必要 地元の人が地元の相談所に行くのは、プライバシーの問題もあって難しい。他町村の相談所に行く人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1つの建物で全ての相談が受けられる相談センター(地域福祉センター)の建設 結婚相談所の開設 パソコンネット、ワープロネットを活用した機能の充実 PRをきっちりと
<ul style="list-style-type: none"> 多様化したサービス供給主体が同じケースに関わる場合は、情報の交換やケースカンファレンス等、「地域ケアシステム事業」の中で整備していく必要がある。 各関係機関の長のレベルでしっかりとした調整が行われていないと、実務担当者レベルの連携は図れない。 実務担当者が組織的な認知を受けて活動できるよう十分な(組織間の)検討が必要だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 各組織(民生部、各施設、社協)の長がそれぞれの機関における役割を認知し、その中で実務レベルのケース担当者が活動できるような環境を整備する。 ケース担当者間の定期的な調整会議の開催。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 1. ホームヘルパー派遣事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> 対象世帯数12件 ヘルパー数 老人担当 4名 身障担当 2名 申請のあった世帯に対しヘルパーを派遣し、家事援助及び介護等を行い世帯自立に貢献する。 事業のPR不足 現在全国の社協の70%がこの事業を受託し、実施している。 これからは「介護福祉士」の資格を持っていないと特別養護老人ホームには就職できない。現在特養ホームで働いている人も講習会等に参加している。
	2. 福祉マンパワーの確保 (介護福祉士養成)		
	3. ミニ、デイサービス事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> 利用実人数 6人 (登録は10人) 利用延人数 58人 経費 1,141,000円 入浴 7,000円 送迎 15,000円 委託先 特養白寿荘 対象者 概ね65歳以上の寝たきり、痴呆、虚弱老人

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー数が少なく、申請主義の為、申請者のみの対応であり、潜在的なニーズの発掘までは行っていない。 現行ヘルパーは直行直帰型で、ニーズの顕在化、意思の疎通、ケース検討、現任訓練等に問題がある。 社協への業務委託についても検討する必要がある。 申請の簡素化が必要だ。 ヘルパーの処遇を改善する必要はないのか。 ヘルパーを対高齢者、対障害者に振り分けているが、その必要があるのか。 マンパワーの確保の問題 神栖近隣にはマンパワーの養成機関がまだ整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の老人保健福祉計画にあわせヘルパー人員を増やす。 社協と連携を図り受ける側が一番利用しやすい体制を作り上げる。 社協が受託へ。 鹿行地区に介護福祉士養成専門学校を設置。
<ul style="list-style-type: none"> 利用人数が少ないため当該制度の一層のPRが必要である。 医療機関と連携を図り事前に情報を流してもらうようなことは出来ないだろうか。 ↓ 脳卒中システムを効率的に活用出来るよう働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年度よりデイ・サービスに移行するため在宅福祉サービスの3本柱としてより一層事業の充実を図る。 対象者が少なくても週に1回～2回は利用できるようにする。 寝たきり度判定基準 A 週1回 B 週2回 C 週1回 J 週1回 要介護痴呆 週2回

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 4. 高齢者短期、中期保護事業 (ショート、ミドルステイ)	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が疾病その他やむを得ない理由により、介護が困難になった場合一定期間施設等で保護する事業。 1. ①利用実人数 6人 ②利用延人数 12人 社会的 6人 私的 6人 ③利用延日数 131日 社会的 74日 私的 57日 2. 経費 513,520円 (3,920円/人) 理由-社会的(疾病、冠婚葬祭等) 私的(旅行・休養等) 3. 委託先-特別養護老人ホーム 4. 対象者: 概ね65歳以上のねたきり、痴呆性老人
	5. 障害者短期保護事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・旭村の身障者更生援護施設と委託契約を結んでいる。
	6. 町内循環バス事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・神栖町唯一の公共交通機関としてH3. 4月よりスタート。バスは5台で通常4台が稼働。 ・一日平均200名の利用数(一台あたり8.4人)だんだんと定着しつつあるという。一般住民で利用している人はほとんどいない。 ・年間予算 70,000,000円(町の単独財源、)名目は「福祉バス」ということになっているが、管轄は民生部ではなく総務部になっている。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が少ないため当該制度の一層のPRが必要。 ・申請行為の簡素化。 ・在宅側が閉鎖的、封建的等の理由によりなかなか申請が上がらないが、潜在的ニーズはある。 何よりも人間関係の構築が必要で、その為ヘルパーの前倒しによる増員配置により、訪問活動の必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の会等を組織化し利用者側の意見が反映された制度にする。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用しようとするのが遠いので不便である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身近な施設が利用できるように。
<ul style="list-style-type: none"> ・本来の意味で交通弱者の救済になっていない。(車椅子で乗車できない、階段が急等) ↓ 現行バスの耐久性が10年なので、少なくともあと数年は我慢しなければならないなんて ・もっと町民がたくさん利用し「ふれあいのバス」になって欲しい。しかし役場の職員が乗らないのに、一般住民がこのバスを利用するとも思えない。 ・便数が少なすぎる。町のバスなんだから、もう少し町の行事に(予防接種、体育祭等)合わせて運行しては。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスはより充実させ、継続する。 ・社協はより多角的な「移送サービス」の充実を目指す。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
II ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 6. 町内循環バス事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・神栖町唯一の公共交通機 ・タクシーチケット（特定の人のみ）。 ・他町村への運行は運輸省の関係でダメらしい。
	7. 介護用福祉機器の貸出し事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子 24台 ・ギャッチベット 13台 ・エアーマット 12枚 ・シャワーチェア 2脚 ・松葉杖 2本 ・杖 2本 ・ポータブルトイレ ・貸出期間 車椅子、シャワーチェア、松葉杖、杖は1カ月、ベット、マットは3カ月（但し必要に応じて継続できる）。 ・機器の搬入、搬出は原則として申請者が行う（ベット、マットは社協職員が行っている）。 ・返却された機器は消毒して保管する。 ・使用料は無し。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島バスターミナルや波崎労災病院等を経由させられないか（養護学校へ通う障害児や病院へ通う高齢者に便利）。 ・バス云々でなく、「高齢者・障害者の移動」という視点で捉え、ハンディキャブの運行等を検討していくべきではないだろうか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・それほど使っていないのに借りっぱなしのところが多い。また、特にギャッチベット、エアーマット等は使用者が入院または死亡するまで返却されない。 ・社協会員で無い人には貸し出さない方がいいのでは（民間性の発揮）。 ・無料貸し出し制度のままではこれ以上のニーズが上がった時対応し切れないのでは。 ・数多く返却された時の保管場所(倉庫)の確保が困難である ・「リフト」も用意しておくべきだ！（寝たきりにさせない、車椅子への移動、入浴時等の介護者負担軽減のため） ・「スロープ」も必要だ！（日本家屋の床高室内から車椅子での外出、散策、買物等に、あれば気軽に、介護者の労力なしに移動ができるため） ・何とんでも「移動入浴車」欲しい！ ・各家庭で不要になった介護用品を社協で下取りし、必要な世帯へ貸し出せるようにしたら、資源の節約にもなるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員であるか、またその世帯の経済状況に応じて「有料化」へ移行させる。（月2千円程度） 但し、介護環境改善の意味あいを重視し3か月間は無料とする。 ・機器の量、質的充実とそれに応じた倉庫の確保。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅱ ・ 在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 総 合 供 給 体 制 づ く り	③事業型社協への転換 8. 紙オムツの支給事業	社 協	平成6年度(12月時点) ・対象人数 73名 ・支給回数 3回 ・予算 1,186,250円 ・年齢、性別、障害、収入、に限ること無く医学的見地から見て必要とされる人全員に支給する。 ・申請はTELでもOK。 ・社協のPR事業という側面も持っている。住民に対してはかなり人気のある事業といえよう。
	9. シルバー人材派遣事業	シルバー人材センター	・登録会員数 240名 ・受注件数 540件 (実働会員数はある程度固定化している)。 ・職員体制 常務理事 1名 行政より出向 2名 その他の職員 3名 ・補助金 町より 10,000,000円 県より 4,000,000円 国より 12,000,000円 合計 26,000,000円 ・受注内容 除草やふすま貼りがほとんど。
	④在宅福祉サービスの評価と点検	社 協	・サービスを供給することによって、そのサービスが利用者にとって有効に活用されているのかどうか、量的、質的に問題はないのか等、総合的に評価・検討を重ねるシステムが確立されていない。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・あれば喜ばれるが対象者に経済的な差があるため豊かな世帯にとってみるとサービスの乏しい。 ・対象人数がピークに達した時点での予算の確保が困難である。 ・フラットタイプからパンツタイプへ見直した時点での予算の確保が困難。 ・使用したオムツを焼却するにはかなりのエネルギーを必要とするらしい。こういう環境問題も一緒に考えていく必要があるのではないだろうか。 ・ポータブルトイレの貸出なども併せて考えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は継続させていくが、紙オムツを使わなくてもいい介護環境、寝たきりにさせない介護環境づくりを目指さなくてはならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・どういう目的でこの事業を捉えるべきか。 ↓ 労働(賃金)が目的なのか、「高齢者の生き甲斐対策」が主なのか。登録している人によっても違うはずである。 ・社協はこの事業に対してどこに接点を持っていけば良いのか。 ↓ たとえば、一緒に「高齢者福祉」について勉強会を持つとか、有償福祉サービスの担い手になってもらうなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいのまちづくり事業」に伴う有償福祉サービスの実施にからめて、今以上に接点を増やしていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ニーズが多様化してきた昨今、サービスの充実や、新たな在宅福祉サービスの創設を、地域社会の実情にあわせて考えていける機関、組織を、地域ケアシステム事業の中で設置していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価検討委員会の設置

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	①高齢者福祉活動 1. 敬老会	社 協 (行政より委託) 実行委員会を 結成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会 場 町民体育館1ヶ所 ・ 日 程 東部西部に分けて2日間で開催 ・ 協力員 行政委員・婦人会 民生委員・交通指導員 ・ 総予算 約16,50000円 (一人当たり約8,000円) ・ 東部地区 対象者 1,128名 当日参加者 555名 当日協力者 261名 ・ 西部地区 対象者 1,032名 当日参加者 431名 当日協力者 204名 ・ 8月上旬 地区ごとに実行委員会開催 ・ 実施要項の説明 ・ 対象者名簿の配布 ・ 正副実行委員長の選出 ・ プログラムについて ・ 9月上旬 地区ごとに運営委員会開催 ・ 役割分担の決定 ・ プログラムの決定 ・ 9月中旬 最終実行委員会開催 ・ 当日の流れを説明
	2. 要援護高齢者 (世帯)訪問事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4中学校区に一人ずつ担当(職員)があり、民生委員と一緒に訪問して健康状況等を調べている。法人化当初は年四回実施していたが、年々社協の事業が多様化、増大化する中で、現在は年一回の訪問にとどまっている。 ・ 訪問件数 独居老人 約40名 (担当一人当たり) ・ 寝たきり 約60名 (全町)

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社協の事業がどんどん増え、これから実施していく必要のある事業も増大する中で、計画的な職員の増員も無いまま、敬老会事業の受託を継続させるべきなのか、問われる必要がある。 ・ 敬老会を通して地域の組織化を図れないか？ 敬老会をただのイベントとしてだけとらえ、+αを考えずに実施するのであれば、社協が受託する意味はまるっきり無く、神栖町(行政)が実施すべきである。 ・ 町全体で開催するにしろ各地区ごとの開催にしても一長一短があるので、一度地区の人々(対象者、協力者)にアンケートをとってみては。 ・ 「敬老」ということで、高齢者だけをターゲットにしているが、対象者を「老人」に限らず、町民に「弱者(と福祉)」というものを考えさせることも大切です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者を老人に限ることなく地域全体で敬老というものを考え、地域をみんなの手で支えられるよう組織化に結びつける。 ・ 地域ケアシステム事業とリンクさせ、地域活性化の起爆剤的の事業として4地区で開催する ・ 以上のことの達成が難しいのなら、町(行政)が実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健婦・ヘルパー・訪問看護婦との連携が必要。しかしそれぞれの部分で情報の共有化、サービスの共有化が図れるシステムが未確立。 ・ 施設やそこでのサービス(デイサービスや短期、中期入所等)との連携も必要だ。月1、2回程度連絡会を設け、情報の流れを素速くしなければいかん。 ・ 行政や社協で実施している在宅福祉サービスが気兼ね無しに利用できるような型が必要だ。 ・ 老人本人のケアが、まず大切である。さらにその家族(介護者)への支援も必要である。特に寝たきりの介護者の立場で考えると、定期的に電話での声掛け、相談に応じてもらえればありがたいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきりの方の家族については「介護者の会」を組織化し在宅介護に必要な情報を会でまとめあげ、管内の介護者をサポートする体制をつくり上げる。 ・ 保健婦、ヘルパー、訪問看護婦、今後開設される在宅介護支援センターとの定期的な連絡会を実施し情報交換する。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 社 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 2. 要援護高齢者 (世帯)訪問事業	社 協	<p>痴 呆 約10名 (全町)</p> <p>(老夫婦世帯の調査、訪問は未実施。情報があやふやで整理出来ずにいる状況)</p> <p>↓</p> <p>茨城計算センターでデータとして打ち出せないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区担当保健婦、ヘルパーと連携を取り、緊急的な場合には即対応できるようにしている。 <p>「地域ケアモデル事業」指定時に“福祉情報カード”を作成。各関係機関への情報伝達の迅速化を目指したが、最近はあまり使われていない。</p>
	3. 簡易火災警報機設置事業	社 協 (行政より委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居老人 熱当番 約88件 131器 煙当番 約12件 14器 ・ 寝たきり老人 熱当番 約40件 70器 ・ 老夫婦世帯 熱当番 約30件 60器 設置済み ・ 電池交換を業者に委託 ・ 年間に数件ほど新規に設置
	4. 独居高齢者 給食サービス事業	社 協	<p>《宅配型》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週火曜日と木曜日に実施。 火曜(東部地区)対象者17名 木曜(西部地区)対象者19名 ・ 1食につき自己負担は300円。集金は社協職員が一軒ずつ訪問して行っている。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉情報カードの活用がうまく流れていない。また、コンピュータ管理を見越してコード表を使った「クライアント台帳」の整備も必要になる。 ・ 年一回では高齢者の状況変化に対応しきれない。3か月に1回、年4回訪問できるようにしていきたいが、社協職員が全部やるのは物理的に不可能なのは。 ・ 高齢者夫婦(のみ)世帯については、いずれ独居になる可能性も秘めているので、「やさしいまちづくり会議」等のテーマにしてみんなで考えていくべきだ。その前に、社協独自で高齢者夫婦世帯の基準(定義)を設ける必要があるのでは。ちなみに行政ではどう捉えているのだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報から要援護者の処遇を検討し、適切なサービスを提供できる体制をつくる。 ・ ホームヘルパー派遣事業を受託した際は、ヘルパーが訪問活動を行う。 ・ 社協職員自らが訪問活動のみに徹するのではなく、社協はケースマネジメントに重点を置き、入ってきた情報は全てコンピュータ管理する。 ・ H7年度の国勢調査を基に高齢者夫婦世帯状況を把握し、名簿を整理、サポート体制をつくる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期に設置したものが老朽化してきている ・ 電池ぎれによる発信音で老人がとまどう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システムが普及し始めているので統合化を図る ↓ ・ 緊急通報システムと機械的にリンク(警報センサーと通報システムの連動等)することが出来ればこの事業は目的達成となり廃止する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒対策 ・ 対象者が増加した場合の給食調理と宅配ボランティアをどうするかが問題だ。白寿荘でつくれる給食の限界は30食。 ・ 料金の精算方法が問題。 ・ ボランティアがとても熱心に活動を展開しているので、なんとかこのまま組織化(サークル結成)まで持っていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面は届けるだけでなくどれだけ老人とふれあいをもてるかに重点を置き、対象者の増加にも対応できるシステムづくりを確立する一方で生活密着型(毎日型)宅配を模索する ・ 宅配ボランティアのサークルを組織する

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	①高齢者福祉活動 4. 独居高齢者 給食サービス事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・内容→白寿荘で調理された給食（お弁当）をボランティアが独居高齢者宅まで自家用車で届け、その際に安否確認や孤独感の解消を図っている。協力ボランティアの総数は、時期によって若干の変動はあるが、大体25名程度である。 《会食型》 ・年間4回実施（12月～3月にかけて月1回） ・参加者：毎回約30～40人 ・会 場：保健総合福祉センター うずもコミュニティセンター ・交通手段：循環バス、自家用車等 ・調理主体：神栖生活学校、消費者連絡協議会、宅配ボランティアグループ、食生活改善進団体連絡協議会 ・内容→献立作り、買い物、調理、接待、後片付けまで各調理主体が行なう。社協は民生委員を通じて参加者の取りまとめと食財費として45,000円の補助を行っている。
	5. 独居老人遠足事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回役場と体育協会の2台のバスで実施（6年度から2回実施） 参加者 約40名 ボランティア7～8名 ・毎年楽しみにしている参加者が多い

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合わせて、夕食宅配も検討していく必要あり。 ・足腰の弱い人、交通弱者等が参加しづらい。 ・食中毒を避けるため実施が冬に集中しているが、今後は各団体間の調整を図り、四季に分けて開催していく予定。 ・小学校の給食センターや他の老健施設、地域の飲食店等を拠点にできれば、配食量や開催回数も増やせるし地域密着型にもなるのだから…。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の保育所、幼稚園、小学校等でも開催できるように展開していく ・開催回数を増やす
<ul style="list-style-type: none"> ・参加費を払って一泊旅行をしたいか調査してみてもどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人を組織化し、老人の意見を反映できるようにする

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 6. 老人クラブ連合会の育成	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・事務全般を社協職員が行なっている ・自主的な事務局づくりに向けて、平成6年度から理事会が1年間社協職員に付いて取り組んでいるところである
	7. 施設入所老人クリスマス補助事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・管内老人施設白寿荘へ、現金10万円を補助している。
	8. 一人暮らし老人愛の定期便事業	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね65歳以上のひとりぐらし老人に乳製品を配達することによる安否確認 ・対象者 124名 ・ヤクルト 41名 ・牛 乳 83名
	9. 老人大学 老人いきがい講座	福祉センター	<p>《老人大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aクラス募集人員 80名(応募55名) ・Bクラス募集人員 80名(応募59名) ・両クラスとも毎月1回実施 ・男性 29名 女性 85名 ・町内の60歳以上の高齢者を対象。 ・主な内容 <ul style="list-style-type: none"> → 移動教室1回、研修旅行1回 小学校との交流事業、ボランティア活動、講演会(3回)、他 ・交通手段：町の循環バス利用(無料)

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問を今後どうするか ・福祉の「受け手」から「担い手」へ、老人の意識改革をどうおこなうか ・連合会は社協だが、単位老人クラブは福祉課が受け持っており、窓口が混乱する 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代のニーズに対応した活動内容、事務局体制へ移行し、自主自立した組織化を図る ・自主運営のための拠点を確保する
<ul style="list-style-type: none"> ・現金補助のままでいいのか。事前に施設と社協とで十分な打合せを行い、お年寄りが「欲しい物」を一人ひとりに用意したい。 ・当日はボランティア等にも協力してもらい(サンタクロースの役など)、新聞社にも呼び掛け、広く地域住民、施設、ボランティア、社協事業を知ってもらえるよう大々的にPRしていく …そんな事業にできまいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協からの補助キッカケに施設、ボランティア、社協の接着剂的事業に結び付ける。 ・ただの金銭補助に終わらせることなく、他の機関を有効に利用したPR活動とする。 ・金銭補助の目的のみであれば、事業廃止へ。
<ul style="list-style-type: none"> ・配達する人によって安否の確認をしない場合もある。 ・配達業者へ趣旨の説明会等を実施する必要がある。 ・ヤクルト、牛乳が嫌いな人への対応をどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> ・配達業者との連携を図り地域ケアシステムとリンクさせ本来の趣旨を徹底できるサービスとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年応募する人が決まってしまうっており、新しい人が入学しづらいという雰囲気が定着してしまっている。 ・かなり事務局まかせになっている為、自主計画の立案自主運営できる体制づくりが必要 ・終了者のステップアップや、それぞれの生活圏(地域)での活動に結び付くものでなければいけない。やりっぱなしではダメ。 ・毎年新規の入学生を受入れられるような体制づくり ・大学のPRが少ない ・企業と連携を取った内容を盛り込んでいってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この大学、講座で学んだこと身に付けたことを活かし広く地域社会に還元していくことの出来るリーダーを育成し、老人自身による大学・講座の自主運営を目指していく。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 9. 老人大学 老人いきがい講座	福祉センター	<p>* バス停留所より500m以上離れている人、75歳以上の人、身体障害者にはタクシー券を発行し、通ってもらう。</p> <p>《老人いきがい講座》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容及び人数 → ダンス26名、ヨーガA41名、ヨーガB38名、鑑工芸29名、カラオケA41名、カラオケB43名、カラオケC43名、カラオケD39名、民謡31名、舞踊A58名、舞踊B60名、茶道9名、詩吟16名、生花23名、大正琴A20名、大正琴B27名、 全16講座 総数男性64名、女性544名 全講座、月2回実施 人気のある講座に集中し毎年クラスを増やしているが、その反面、定員に満たない講座もある
	10. 老人を囲む三世代の集い	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> 今年度で第15回目を迎える。 毎年指定されるモデル老人クラブ（2クラブ）の地区と、昨年、一昨年指定されたそれぞれ2クラブずつの地区、合計6つの地区の老人クラブ、行政区員、子ども会より10名ずつ出してもらい、総勢180名でのふれあいスポーツ大会を開催する。 神栖町独自の事業として陸上競技場を利用し10月頃実施。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> 特にいきがい講座などは女性向きの講座が多いこともあるが、講座生の男女の割合に差がありすぎるのでは。男性が入りやすい講座、サラリーマン退職者や地元出身以外の高齢者が入りやすい講座を企画し、新設していく必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> 事業そのものがマンネリ化しており参加者に負担感を与えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 発展的に別の事業に移行する 児童館や保育所等とタイアップした事業も考えられる

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	① 高齢者福祉活動 1.1. 敬老年金の支給	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住70歳以上の方（およそ2千人強）全員に一人20,000円支給。他町村では、 銚田町5,000円(80歳~84歳) " 7,000円(85歳以上) 大野村10,000円(85歳以上) 鹿島町15,000円(70歳以上) 波崎町 5,000円(70歳以上) 潮来町6,000円(75歳~79歳) " 8,000円(80歳~84歳) " 10,000円(85歳以上) ・全国的に見てもこの制度は廃止すべきであるという意見が多くなってきている。（貧富の差にかかわらず一律に支給するよりも必要とする高齢者への事業に投資した方がよいという考えが主流になりつつある）
	② 障害者福祉活動 2. ことばと発達の相談室	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者が40人程度で定期的に相談を受けている。教材費として一人1回につき2,000円がかかり、相談時間は約1時間で完全予約。相談申込書と生育の記録を家族に記入してもらい初診時のカルテとして保管している。 ・月平均7回、一日4人の相談回数で現在のニーズにほぼ対応できている。 ・幼稚園、保育所の保母からの相談が増加している。 ・母親への指導も大切である。また障害児をもつ先輩の母親が、新しく問題にぶち当たる母親にアドバイスできるような「当事者の組織化」と交流の場が必要である。（社協呼び掛けるのでは弱い）

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・支給額を近隣町村並(¥5,000)にすると30,000,000円の差額ができる。ちなみにこの金額でヘルパーなら15~20名、保健婦なら5~6名雇用できる。どちらが老人福祉の為になるか、行政や議員さん達に考えてもらうにはどうしたらよいか。 ・日本の法律で「老人」は「65歳以上」と定義されているが、この定義を見直す必要はないのだろうか。ちなみにスウェーデンでは「80歳以上」。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・就学判定の資料になる事については社協として対応しない方がよいのではないか。 ・保母からの相談については行政で指導する機会を設けてほしい。 ・ことばと発達に悩む家族に対してのネットワークの広がりから、幼稚園や小学校と問題が生じてきたので、他機関との連絡調整がさらに必要。 [相談者] - [関係者] - [スピ-セラピスト] ・相談者同士の集会ぐらいあっても良いと思うのだが。 ・各担当者の指導方法や幼稚園や保育所のアドバイスについては他機関と意思統一を図ることが望まれる。 ・相談事業の窓口の一本化を目指すならば、この事業は将来行政と社協のどちらかが実施主体とする事が望ましいのだろうか。 ・老人性失語症や麻痺からくる言語治療の希望者も何件か希望があるのだが、トータル的な障害者福祉を行なう必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の早期発見、早期療育から老人の障害者までのトータル的な障害者福祉サービスを整備してゆく。

年齢	病院	保健センター 福祉センター	障害の認定・施設入所	
			身体	療育
0	1カ月検診	4カ月検診 訪問	福祉課	児童相談所
1		1.6検診 ↓	病院 申請	病院 福祉課 申請
2		↓		
3		3才児検診 ↓		
4		↓		
5		↓		
6		↓	盲児施設	精神薄弱児施設
7		↓	重症心身障害児施設	
8		↓	ろうあ児施設	精神薄弱児通園施設
9		↓	肢体不自由児施設	
10		↓		
11		↓		
12		↓		
13		↓		
14		↓		
15		↓	更生・援護・授産	精神薄弱者通勤寮
16		↓	↓	精神薄弱者福祉ホム
17		↓	↓	↓
18		(身体) 社適	↓ 療護	精神薄弱者授産施設 ↓
		↓	↓ ↓	精神薄弱者更生施設 ↓
		↓	~	↓
		↓	65迄	↓
		↓		
		↓		
		↓		

福祉サービス				
社協	福祉課	学校教育	県	
	保育所 ヘルパー			障害児福祉手当
	↓ ↓			20歳未満
ことばと発達の相談室	プレイ ↓ ↓			月額12,750
↓	↓ ↓ ↓			心身障害者福祉手当
↓	↓ ↓ ↓			町単
↓	↓ ↓ ↓	幼稚園		月額 3,000
↓		↓		特別障害者手当
↓		小学校	養護小	20歳以上
↓		↓	↓	月額23,450
↓		↓	↓	特別児童扶養手当
↓		↓	↓	月額 20歳未満
↓		↓	↓	重度44,900
↓		↓	↓	中度22,930
↓		中学校	養護中	児童扶養手当
↓		↓	↓	月額 18歳未満
↓ 作業所		↓	↓	1人37,000
↓ ↓		↓	↓	2人42,000
↓ ↓		↓	↓	障害基礎年金
↓		↓	↓	1級 877,500
↓		↓	↓	2級 702,000
~		↓		
65迄		↓		
		↓		
		↓		
		↓		

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	② 障害者福祉活動 2. ことばと発達の相談室	社 協	・他町村からの相談希望もあるが基本的には対応していない
	3. 在宅障害者通所作業所委託事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・H4年度11月より社協「家庭内自立訓練事業」として開始 ・H5年度予算 8,376,305円 ・参加者負担金は1人月1万円。 ・指導員5名は臨時職員で、あり運転手は2名ともシルバーへの派遣委託である ・マッチングギフトの平均額は月4,988円であり、通所生月に貰う給料は、平均800円にもならない。 ・潮来町兼平ゴムより内職の外注作業をうける。 ・通所生数 15名 <ul style="list-style-type: none"> ダウン症 2名 重複障害 1名 肢 体 2名 精 薄 7名 情緒障害 3名 ・*H6.6.1より、作業所スタート ・通所者数 18名 <ul style="list-style-type: none"> ダウン症 2名 重複障害 2名 肢 体 4名 精 薄 6名 情緒障害 4名
	4. 心身障害児通園事業 プレイセラピー	神 栖 町	<ul style="list-style-type: none"> ・身体と情緒の2グループに分かれていて、定員は15名である。 ・セラピストではなく、ヘルパーの障害者担当が指導にあっている。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・指導員全員が臨時職員であり、年収制限や、2年次以降の年休付与の問題があり、1日の指導員の確保が難しい。 ・作業の確保…難しい。外注作業は品質管理と、納期があるので、今考えているものは、印刷機をいれ他から印刷を受注する。 →H6年度より印刷機導入。社協や企業(クラレ)からの印刷物を受注する。 *H6、11月にクラレよりスクリーンファックス(プリント機)贈呈。受注作業の拡大へ ・年齢制限が無いので、作業所の定員が一杯になったときの問題。 ・障害者福祉の全体像の中のこのサービスの位置づけと他機関との連携。 ・障害者の性の問題 ・実習生等の受入れの問題。窓口をしっかりとしておく。 ・「神栖町作業所独自の製品」みたいなものを作り出せないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の設置。 ・判定委員会を作り、生育等のデータの共有をし、障害者が高齢になった時「高齢者福祉」で対応できるような一連の流れをつくり、障害者へのサービスの連続性を確保する。 ・バラエティーに富んだ外注作業の確保。
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限が特になかったのでズルズルとしてしまう。 ・同じ問題にぶつかるので母親等の組織化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体を整備する

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 社 活 動 の 充 実 強 化	②障害者福祉活動 4. 心身障害児通園事業 プレイセラピー		・事業を見直す時期である ・一週間に1度訓練で保健センターを使用している。
	5. 在宅障害児へのクリスマス補助事業	社 協	・あすなる会へ助成 (平成5年度 56,000円) 2,000円×28名 ※あすなる会には他にも夏季合宿で70,000円の助成をしている。
	6. 神栖町身体障害者福祉協議会の育成 ・社協が育成に関わる経緯 1. 社協の独立時に町より移行 2. 町は団体の通帳を持ちたくない ↓ 福祉センターは 何の為にあるのか	社 協	・会 費 年間1,000円 会員数 約240名 ・金銭助成 社 協 年額 162,000円 町 年額 1,340,000円 (平成7年度より社協へ一括して補助金助成予定) 自動販売機収入年額約300,000円 ・事務協力及び事業協力は別紙参照 ・福祉団体事務を持つ事で社協にとってはメリットがとても多かった ・障害者の活動拠点として町の心身障害者福祉センターの関わり方の見直し(精薄者や児童の受け入れ) ↓ 関係規程等の見直しが必要である。
7. 社会適応訓練事業 ・機能回復訓練 ・作業訓練	神 栖 町	・身体障害者だけを受け入れている。	

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
・ 団体へ補助をするのはよいのだが、あすなる会は年度繰越金が多いので、助成する必要はないのではないか。若しくは、もっと活発な活動を。 ・ 他の障害を抱える人達(の団体)も養成する。そしてこれらの連携もとっていく。	・ 補助は継続 ・ 在宅障害児の社会生活への参加を援助する事業としての「集会」として、充実、活性化をはかってもらう。
・ 町と社協からの定額助成と自動販売機の事業収入配分金助成を徐々に減額し、資金面の自立を促す。 ・ 運営の中心である役員が高齢になってきたので活動主体を若い年齢層に移行し自主的活動を活発にする。 ・ より多くの会員の事業参加を促す為に活動実施日を土日に計画する。会議も休日や夜に開催する。各事業について実行委員会を組織する。青年部をより活発にさせ、障害別の部会制を作りあげてゆく。	・ 町からの補助金の一本化に伴い身障協の資金面の自立を促し、事業の自立援助は世代交代を考慮しながら徐々に完全自立につなげてゆく。
・ 精神薄弱者の人たちも利用出来るようにして欲しい。 ・ 社会適応訓練事業のケースカンファレンスを実施しているのか、いるなら記録を残しているのか？ ・ 訓練事業所の空き時間を有効に利用できるように自由解放にしてはどうか。(事故についての責任問題が難しいが、事故はどこでも起こる。要は決断！)	・ 町の条例の見直しをすることで心身障害者・児がセンターを利用する事が可能になる。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 社 活 動 の 充 実 強 化	②障害者福祉活動 7. 社会適応訓練事業 ・機能回復訓練 ・作業訓練	神 栖 町	
	③児童生徒・母子・父子福祉活動 1. ボランティア 協力校活動	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年度 県指定校 1校 県助成金 100,000円 町指定校 小中高 全校 (平成2年度～) ↓ 県指定校には 50,000円 社協指定校 150,000円 全校に150,000円ずつ渡 るかたちになっている。 (6年度は小・中学校のみ) 各校は年度末に活動報告 書を提出(別紙一覧表参 照) V協力校会議 校長会議と担当教諭会議 を行っている。6年度ボ ラ活委員会「ボランティ ア読本」作成計画への参 加呼び掛けを始めた。 ボランティアキャラバン 社協職員が小学校の委員 会活動に潜入し、「ボラ ンティア」について話し 合ったり車椅子体験など をした。5年度は軽野小 学校1校のみ(2回)

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> 現在は送迎業務を外注にしているので、当事者の組織化や家族の組織化をするような情報が流れてこない。 送迎用のリフトバスが一杯ならタクシーを利用してはどうか。 →福祉バスとの兼ね合いで老人のタクシー送迎をなくして障害者だけのタクシー送迎をすることは難しい。 心身障害者福祉センターの担当職員が訓練事業に携わって指導内容や障害の状態を学ぶ必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> 一部の先生、一部の生徒のみの取組みになってしまっている。V担当教諭を一人しか置いていない学校がほとんどで担当教諭の負担が大きい。 学校長の考え方(理解度)次第で取組み方が違ってくる。 小中高段階別の活動になっていない(活動のステップアップが必要)。この問題は全国的に見ても大きな課題とされている。 担当の先生レベルで話し合いを持ちマニュアルを作ってもらってはどうか。 各校での活動状況を社協でどんどん広報し、特筆すべき活動があれば積極的に社会的評価(感謝状贈呈セレニー等)を与えてい必要あり。 全校へ一律の接し方をするより、各学校の特色(地域担当教諭のVへ活動の意識)に応じた関わり方やプログラムを社協は用意しなければいけないのでは 各校の生徒たちが集まって「児童・生徒のV集会」もいい。 養護学校との交流を盛り込んで。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒の健全育成事業、夏の子ども自然教室との関連をさらに強め、体系化する。 社協と各学校との間の接点を増やす。 ↓ キャラバンを全校へ普及させる。職員の学校別担当制。 担当の先生の研修

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 2. 夏の子ども自然教室	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 7月の終わりから8月のあたま時期に町内6小学校5、6年生を対象に1泊2日のキャンプを実施。 (6年度は2泊3日) 小学生募集人数 30名 同行V数 27名 6年度で第8回目となる (県立里美野外活動センターへ) ボランティア(特に高校生)にとっては重要な活動の場となっている。
	3. 児童・生徒の健全育成標語 看板設置事業	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 管内の小学校6校、中学4校で冬休みの宿題として標語づくりに取り組んでもらっている。集まった標語の中から優秀な作品を看板にし、管内40カ所設置。 看板はほとんどが目につく所(児童公園など)に設置されており、社協のPRにもなっている。
	4. 被保護世帯・母子世帯 小中学校入学、中学校卒業祝支給	社 協	<p>(平成5年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象児童 90名 小学校入学 18名 小学校卒業 26名 中学校卒業 46名 支給品 図書券(2,000円分) *受取者数 61名
	5. 被保護世帯・母子(父子) 世帯保育所入所祝支給	社 協	<p>(平成5年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 80名 補助額 児童一人当り5,000円 *受取者数 74名

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> 社協をPRするだけなら今のままでいいが、次のステップへどうつなげるか 参加する側に福祉の要素を理解させるプログラムが少ない。 終了後のフォローを、写真を渡すだけでなく「体験文集」を作成、広報紙に掲載等の対策が必要。 ワークキャンプへの移行も必要だが、いかに子どもの興味を引くか、いかに子ども達が自分の殻を破れるような取組みを用意できるかを考えることも必要。 参加者の募集を、一般公募だけでなく、子ども会や学校単位(ex. 福祉委員会の生徒)に呼び掛けるというやり方もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高校生のワークキャンプへ(ターゲット拡大) 様々な福祉体験をおりませた「夏休み子どもボランティア学校」の一つとしてのキャンプへ(内容再編成)。 児童、生徒の健全育成事業、ボランティア協力校事業、V講座との関連付け、体系化。
<ul style="list-style-type: none"> 標語募集は役場総務課、教育委員会等でも実施しており、これらの機関や各学校との連携が必要。 (ex. 募集時期・標語の内容・対象学年) 標語を看板にするだけではもの足りない。 テーマの設定にもっと社協色を出すべき(地域、福祉、ボランティア等) 他に社協らしい独自の事業は考えられないか。学校単位へのアプローチは「協力校」で行なうので、学校以外の単位(子ども会、少年団)へのアプローチの手段をこれらの機関の事業内容を踏まえつつ考える必要がある。 「どうせ親が考えてるんでしょ。」という声も。 	<ul style="list-style-type: none"> 看板設置事業は継続 ボランティア協力校、夏の子ども自然教室と関連付け、一連の事業として捉える。 障害者とのふれあいを盛り込んだ事業へ。
<ul style="list-style-type: none"> 金額的なこともあるのか受取に出来ない世帯が多い(特に図書券)。 →各卒業祝は廃止し、入学祝のみを世帯支援的に(現金)支給した方が効果的。 受取る世帯のニーズ調査(どのように使うのか)をすることなく、一律に支給してしまっている。 こういった一律の一方的な経済的援助だけでなく、母子福祉会等「組織化」という観点からの援助を考えていくべき。果たして強化につながるか? 本当に困窮している母子、父子世帯にとってはこの金額では入所準備の足しにもならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 一律の支給という形は廃止し、本当に援助を要する世帯を確実にフォローしていく事業へ移行。(小口貸付資金業の充実等) 調査の実施

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ ・ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 5. 被保護世帯・母子（父子）世帯保育所入所祝支給	社 協	
	6. 交通遺児対策 （お年玉支給）	社 協	（平成5年度実績） ・対象者 18歳以下児童 ・支給額 一人10,000円 ・調査方法 町内保育所、幼稚園、保育園、小中学校20か所を調査。 ・年齢別支給者一覧 4歳 1人 8歳 1人・支給期間 11歳 3人 12月20日~28日 12歳 1人 13歳 1人・入卒祝金とし 15歳 2人 て県社協から 16歳 1人 支給がある。 18歳 1人 50,000円 合計 11人
	7. 施設入所児へのお年玉支給	社 協	（平成5年度実績） ・対象者 児童福祉施設入所児17名 ・支給額 13~18歳 1人5,000円(7人) 7~12歳 4,000円(8人) 0~6歳 3,000円(2人) 支給総額 73,000円 ・入所している子の入所理由や現在置かれている状況を調査したことはない。 ・対象とする児童がその施設に在籍しているかどうかの確認も確実にされない時がある。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<p>むしろその分の予算を小口貸付資金用に積立て、貸付の幅を広げ、本当に援助が必要な世帯に十分な貸付ができるようにした方がよいのでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所では毎年入所契約をするので何年も重複して支給リストに載る世帯が出る。 ・ 制度自体も考え直す必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ このまま継続させたいが、お金の支給だけでなく、他のフォローの仕方があるのではないか。（会を組織する等） ・ 対象児童の年齢に関係無く、同じ金額を支給していいのか。 ・ 「交通遺児へ役立てて欲しい」という希望で寄付してくれる方もいる。 ・ 対象者側や、寄付をくれる側にどんなニーズがあるのか母子・父子家庭支援事業にからめて調査をする必要がある。 ・ 交通遺児以外に対してはどうするのか（医療遺児等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査を行った上で事業の存続を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ施設の中でお年玉を貰える子と貰えない子がでる（他の児童との兼ね合い）。一部の施設では職員が困っているそうだし、<u>廃止</u>しちまうわけにはいかないか。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>その分の予算は小口貸付資金にまわす。もし続けるなら他社協と連携を取り、県全体の施設へ支給できるようにしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設との連携をどう図っていくか、施設側の意見も聞いてみる必要がある。 ・ その子の置かれている状況によって支給の仕方を考えるべきではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業は継続

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 8. 母子(寡婦)、父子世帯の ネットワークづくり	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 70,000円の助成(社協より) (他に自動販売機の手数25%として年間387,560円) ・現在会員40名程度 (神栖町全体の母子…490名、父子…143名) ・夏に遠足(社協、町が協賛) ・春は移動総会 6年度は親子でバスに乗って霞ヶ浦ふれあいランドへ ↓ 全体レクリエーションの時間もあるが、ほとんどが親子単位の行動になっている ・新規入会者が殆ど無く(構成員の高齢化)また会員高齢者層と若年層とで母子家庭や母子福祉会に対する認識が違っている ↓ 年齢層によって母子世帯になった背景は違う。この両者を結び付けるものを見つけるのは難しい。でももっと若年層の人達に入会してもらいたい。母子家庭をもっと積極的な生き方として考え、その先駆者として私達(高年者層)を捉えて欲しい。 (母子福祉会会長より)
	9. 児童館	児 童 館 知手 軽野 大野原 3カ所	<ul style="list-style-type: none"> ・各児童館とも、夏休み、冬休み等を中心に事業を展開。 ・ボランティアグループ等による子ども達との交流もある。(うぐいすの会の読み聞かせ等)

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・そのネーミング(母子福祉会)が若年層には受け入れづらい ↓ ・新しいネーミングを考えていく過程で若年層を巻き込んでいけないか。しかしこれだけ認識が違ってしまっているのは会に引き込むのは難しい。また、母子世帯への支援は必要だが取って若年層を組織化する必要があるのかという問題もある。 ・若い世代の感覚にマッチした新しい母子、父子像を考え、母子福祉会とは別のグループとして組織できないだろうか。 ・母子世帯だけでなく「父子世帯の組織化」も必要ではないか。 ・組織化とまでいかななくても、「親と子の〇〇〇」のような企画を通して顔合わせの機会を増やしていくことはできる。 ・これらのことがニーズとしてどれだけあるのか、詳しい実態が掴めていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉会への助成は継続 ・母子福祉会にはこだわらず、年齢層や価値観等ニーズに合わせた組織づくりを、そのネーミングも考慮しつつ検討する。 ・母子・父子世帯の実態調査が必要だ。
<ul style="list-style-type: none"> ・C地区(主に二中学区)に児童館が建設されれば社協の考える「地域」にピッタリはまるのだから。 ・「児童、生徒の健全育成事業」や「ボランティア協力校」にもつながるのだから、もっと接点を増やしても良い。 (ex. ボランティアキャラバン in 児童館) ・児童が学校にいらっている間は空いているので、小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館と社協の連携の強化

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
Ⅲ 分 野 別 福 祉 活 動 の 充 実 強 化	③ 児童生徒・母子・父子福祉活動 9. 児童館	児童館	・夏休みのキャンプ、花火大会等には高校生ボランティアが多数協力している。
	④ 生活福祉活動 1. 生活福祉資金貸付事業	県社協 窓口は各市町村社協	・平成5年3月31日現在 貸付人数 18件 貸付金額 20,761,000円 ・生活福祉資金調査委員会を年2回開催。 <構成メンバー> 社協副会長、社協常務理事、福祉課、民生委員、神栖敬愛園 計5名
	2. 小口貸付資金貸付事業	社協	・平成5年度貸付件数 17件 ・平成5年度貸付金額 1,073,090円 ・生活保護受給予定者への貸付及び母子家庭（児童扶養手当受給世帯）への貸付が多い。 ・1口10,000円で最大10口までの貸付を行っているが、制度にあてはまらない10万円以上の相談ケース増えてきた。 ・母子家庭からの返済の殆どが予定通りに行われな（担保も無い）。 ・申請者の殆どが地元の人でない為、民生委員との接点が無く調査や償還指導も社協が行っている現状。
	3. 低額診療制度	白十字病院 波崎済生病院 白光園 ↓ 老健法でOK	平成5年度利用者数 5名

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
子と母親の〇〇教室なんかいいのでは。	
・制度の見直し、改善が必要	・制度の改善に向けて各方面へ積極的に働きかける
・関係機関（福祉課、国保年金課）の窓口対応の問題 ・それぞれの窓口がどこまでの役割を果たして社協に伝達するのか、守備範囲を整理しておく必要があり、そのためのチャートも作成しておかなければならない ・本当に困窮している世帯を救うための制度なのだから、ある程度は「貸だおれ」も仕方が無いのかもしれない ・「貸したらそれっきり」の事業では本来おかしい。	・必要とする世帯がある以上、継続。 ・他の制度（母子家庭へ給付事業等）との吸収合併を通してより充実した援助体制にしてい
・申請の受付及び決定、終了の連絡文書が申請者宛であり社協に来ない ・社会福祉法人以外の病院とのネットワークづくりもしていかなければならない ・低額診療受付病院との打合せの機会が必要	・事業は継続 ・医療機関との連携（ネットワークづくり）

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
IV 町 及 び 地 域 諸 団 体 と 社 協 と の 連 携 の 強 化	①行政と社協との連携強化	行政と社協	<ul style="list-style-type: none"> 今日まで、行政からは限らない支援があったが、事業型社協への転換の中で社協（民間）の事業と行政の事業がさらに密接な関係を持つようになり、行政と社協との連携、協働の在り方が改めて問われはじめてきた。
	②福祉団体と社協 (各福祉団体の育成)	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 老 夕 連 450,000円 身 障 協 162,000円 遺 族 会 215,000円 母 子 福 祉 会 70,000円 軍 恩 連 盟 傷 疾 軍 人 会 テニ親の会 あすなろ会 行政と社協の両方から助成金を受けている団体がある（3本立てで助成を受けてしまっている団体もある！） ※身障協は町からも134万助成を受けている。他団体とはケタ違い！ 福祉団体長会議を年4回催し、団体間の連携を図っている。
	③地域の諸機関、団体と社協	諸機関、団体、社協	<ul style="list-style-type: none"> 現在社協と関係のある主な関連諸機関 各福祉施設 各保健、医療機関 各当事者団体 各教育機関 各行政機関 民生委員 行政委員 青年会議所 商工会 生活協同組合 労福協 P T A

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> 社協が在宅福祉サービスの運営委託を受けるなら民間福祉活動の主旨に沿ったものでなければならない。 社協は自らの企画力、提言力、人事、財政力を高め、活動方針や関係機関との連携の方法等の年次計画を示す中で、行政から対等の協力者としての評価を受けるべきだ。 公的福祉サービスと民間福祉サービスはお互いに補いあう関係でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協の行政計画への積極的参加 社協計画と行政計画との整合性を保つ受託事業への取組み
<ul style="list-style-type: none"> 軍恩連盟、傷疾軍人会、遺族会等は年追うごとに自主運営は困難になるのである程度は社協でフォローしていく必要がある。 福祉団体長会議などを通して、各団体に自主運営への意識を高めてもらう必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成金のある団体については多年計画で自主財源での運営に切り替えられる（助成金は事業に対してのみに）。 助成金の一本化。 自動販売機の収益は社協の基金に積立てる
<ul style="list-style-type: none"> 各々の専門性を生かした職務分担を明確にし、有機的な連携をとっていく必要がある。 地域ケアシステム事業やふれあいのまちづくり事業等を通して、社協はその中核として地域全体の福祉向上を目指して取り組んでゆかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> より有機的な連携

社会資源及び福祉活動の把握・評価チェック

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
IV ・ 町 及 び 地 域 諸 団 体 と 社 協 と の 連 携 の 強 化	③地域の諸機関、団体と社協	諸機関、団体、 社協	交通安全母の会 保護士会 子ども会 他

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社協の 基盤 整備	① 事務局体制の整備 (社会福祉協議会の事務局体制)	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 行政施設の一画に事務所がある為、住民は役場と社協とを混同してる。 <構成> 事務局長(兼常務理事) 事務局次長 福祉活動専門員 5名 専任職員 2名 ボランティアコーディネーター 1名 計10名 行政職員との生涯賃金格差が 20,000,000円。 人事、処遇関係が独立していない。本来なら、 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 会長(町長) → 社協担当役員、 事務局長と協議 ↓ 事務局へ指示 ← 人事・処遇決定 </div> <p>となるのだが、実際は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 会長(町長) → 役場の人事と協議 ↓ 事務局へ指示 ← 人事・処遇決定 </div> <p>という流れ。</p>
	2. 全国レベル・県レベル研修会への参加	社 協	<ul style="list-style-type: none"> 県レベル研修会へそれぞれの担当者が参加 全国レベル研修会へそれぞれの担当者が参加

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> 事業型社協への転換を図っていくうえで、業務量に応じた職員の適正な配置など、事務局体制を十分に検討する必要がある。 増大化、専門化する社協の業務及び事業などを考えると、事務局長が行政外向型或いは常務理事と兼務で数年ごとに交替する体制には限界がある。 職員の資質向上を目指し、研修体系を確立させる必要がある。 職員の継続的な活動意欲を高めるためにも、行政職員との生涯賃金格差是正を図る必要がある。 勤務形態、業務内容等行政と社協では違いがあるので、独自の級別職務分類表や経験年数換算等を作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業型社協への転換に向けて、職員の配置計画を策定する。 拠点の整備 諸規定の整備
<ul style="list-style-type: none"> 新任職員研修体系の見直しが必要 県新採職員研修会で「接遇」を今までより長い期間で実施してもらいたい 県主催の経理研修会は参加せずパソコンを強化するための研修会に参加 神栖町社協としての役員(理事、監事)研修が必要 県レベルの研修会では受けとる情報が遅いため、研修としては物足りないが、他社協の職員との交流、情報交換の場が持てるため、有益だ。 	<ul style="list-style-type: none"> 神栖社協としての研修体系の確立

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	②理事・評議員体制 1. 社協理事（役員）体制 理事会	社 協 ・メンバー構成 各関係機関代 表者15名で構 成 会 長 町 長 副会長 民 協 総 務 ホ*ランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会年間3回実施 5月 事業報告、決算 9月 敬老会他 3月 事業計画、予算 ・県内において社協会長の 出身区分は「行政首長」 というのが最も多く、地 域の進んでいる関西地方 とはかなりの違いが出て いる。 ・理事会はあらかじめ事務 局が用意したシナリオ通 り議事が進行するので雰 囲気が固く、盛り上がり に欠ける ・前日や当日に各理事へ電 話連絡をし、ようやく集 まってもらっている現状 （そうしないと定数に満 ない） ・理事の関与する「会議」 以外の事業は敬老会の出 席ぐらいしかなく、理事 が自ら直接事業に関わる ことは殆ど無い。 ・形式的、慣習的な理事の 選出がこれまで続いてお り、社協に体する理解と 支援体制が希薄になりが ちだ
	2. 社協評議員体制 評議員会	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・年間2回実施 5月 事業報告、決算 3月 事業計画、予算 ・メンバー構成 民生委員 29名 各団体代表者 11名 ・形式的、習慣的な選出が 続いているため、社協に 対する理解と支援体制が 希薄になりがち。また、 あて職が多く、会議の日

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・せめて2か月に一回は開催した方が良いのでは。 ・あて職制をどうなくすか ・理事の担当制がまだないので、理事自身が事業に入り 込みづらい。もっと業務全体を理解してもらい、「理 事の主導による業務」の遂行も目指していけないか。 ・研修体制がまだ確立されていない ・今のところ全くの事務局主導型である故、職員の人事 処遇問題などに突っ込んで取り組みづらい。 ・厚生省の指導にもあるように、会長民間人原則論を検 討する必要がある。 ・社協会長が町長だと職域を超えてしまうことがあるの で問題だ。かといって民間から会長を出すと行政から の（社協への）助成の問題が絡む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「執行部」としての機 能を高めるため、業務 担当性を敷き、研修体 制を確立する
<ul style="list-style-type: none"> ・欠席者が多い ・「住民代表」ということで民生委員がメンバーとなっ ているが、もっといろんな立場の人で構成できない か。 ↓ ・メンバー構成を住民代表制にしたい（各行政区から推 薦してもらおう等）。学校関係者（小中学校長）がメン バー加わっても良い。とにかく実質的に評議員として の役割・活動を担える人を選べるよう、「選出規定」 を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地区社協の 代表者で構成する ・選出規定の整備 ・研修体系の確立、情報 提供の充実

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	2. 社協評議員体制 評議員会	社 協	<p>時調整が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑応答が殆ど無く、事務局の報告を聞いて承認するだけの機関になってしまっている。 ・ 評議員への情報提供は社協ニュース程度。

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の選出区分を広げ明確化していく必要があるのではないか。（選出規定の整備等） ・ 評議員にもう少し社協事業を知っていてもらいたい。しかしまだしっかりとした研修体系は整備されていない。 	

区分	事業・制度・活動名	実施主体及びその現状
V 社協 の 基 盤 整 備	③委員会活動	<p>社協（H6、12月21日現在）</p> <p>a. 広報委員会 b. 調査委員会 c. 生活福祉資金調査委員会 d. 心配ごと相談所運営委員会 e. ボランティア活動センター運営委員会 f. 福祉活動基金管理運営委員会 g. 地域福祉活動計画策定委員会(15名) h. " 専門委員会(18名) i. 総合企画委員会</p> <p>構成員：白寿荘々長、啓愛園々長 社協副会長(2名)、社協理事 社協常務理事、鹿島埠頭 広報委員、住民代表、 ボランティア 計10名</p> <p>目的：他の委員会及び問題別委員会 と連絡調整を図るとともに、 社協活動に関する総合的企画 を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a～hの構成員、目的については各項参照 ・ a、eについては、研修及び構成員の見直しにより委員会機能が発揮されてきているが、b、c、d、f、iについては事務局主導型の形式的組織になってしまいがち。 ・ g、hはH5年12月発足の新規委員会。現在計画策定にむけて、積極的な委員による活発な委員会を展開。

課題・問題点	到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局主導型の形式的な委員会にさせないためにも、「アテ職」にならない幅広い分野からの委員選出が必要だ。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>H6年9月30日、全ての委員の任期満了に伴い、各委員構成員の見直しがされたが、この点をかなり考慮した人選だった(らしい)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動計画策定後に、その実施状況の把握、評価、検討を行う機関として、hを母体とした「計画評価検討委員会」を設置する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、評議員会の機能を一層高め、さらに各分野の幅広い協働活動を進めるために、その日常的活動である委員会の機能をより強化する。 ・ 新規委員会として「地域福祉活動計画評価検討委員会」設置。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	④基本活動 1. 住民の福祉意識調査	社 協 調査委員会 構成員 社協理事 社協監事 労福協 ボランティア 2名	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1度実施している 1回目 昭和61年 3,200 検体 2回目 平成元年 2,860 検体 2回目は対象70歳代を削したため検体が減っている ・平成6年11月に実施 (検体 2,066)
	2. 緊急災害時対策及び支援体制の整備	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、神栖町及び近隣町村において緊急災害時には何の取り決めもない。
	3. ふれ愛フェスティバル	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度「ポラントピア事業」の指定を受け、それまでの「福祉の集い」を拡張して企画された。過去3回実施済み ・7月頃より協力Vと話し合い ・協力V団体数 15 協力V人数 200名 ・一般参加者数 約1,000名 ・予算額 240万 ・文化センター及び公民館、体育館利用 ・6年度は8月21日開催。「国際家族年」をテーマに。(5度は「障害者」をテーマにした) ・他機関の行事との連動は難しい。
	4. ふれあいウォークラリー	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のしりつぼみ化 ・当日の欠席者が多い ・参加者52組 協力V 108名 ・予算 233,935円

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・実施の期間は3年でいいのか、5年ぐらいがいいのでは。 ・調査の結果をどう住民に知らせめるのか。 ・調査委員会の役割をどこまでにしたらいいのか ・検体はどのくらいが妥当なのか ・婦人会の意識調査等、今問題になっている事にスポットをあてていかないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追跡調査及び社会調査の体系化。
<ul style="list-style-type: none"> ・視覚・聴覚障害者、一人暮らし老人、昼間独居老人名簿の整備。 ・安否確認方法、連絡、輸送手段の検討 ・避難所及び方法の周知徹底 ・協力ボランティアの確保、登録 ・近隣町村社協との支援体制検討 ・定期的な緊急災害対策の研究会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・常総地区社協災害対策連絡会の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・基本コンセプトをどうするか。それに伴う対象者層のターゲットをどこに絞るか。 ・240万の予算を取るだけ意味があるのか。 ・ボランティアは、違う要素のものを望んでいる？→シンポジウムや交流会等ならの別機会(ex. ボランティア集会)を活用してもよい。 ・ウォークラリーとドッキングさせて一つの事業にしてしまい、社協職員の負担を軽減させたほうがいい。 ・WRは他機関でも実施 ・VのためのWRなのか、参加者の為のWRなのか。 ・もっと企画運営をVに任せてしまってもよいのではないか。 ・この事業がなぜ企画されたのか、一度原点に戻る必要あり。その上で事業全体の見直しを。何も「ラリー」だけが企画ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと参加者、V等を中心に企画、運営する実行委員会にもっと権限と責任を与える。 ・他の社協イベントと併せ「社協V啓発事業集大成」として ・ふれ愛フェスとのドッキングへ。もし継続させるのなら全てボラ(高校生)に企画運営させしめて社協は事業費助成のみにする。

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	④基本活動 4. ふれあい ウォークラリー		<ul style="list-style-type: none"> ・神之池一周10時から14時 ・6年度で第9回を迎えるが、もともとは神栖町に居住するニューファミリーをターゲットに企画された。テーマは「家族でボランティア」 ・内容の細かいアイデアはほとんどボランティア（特に高校生、OB・OGボラ）に任せている。
	⑤財源の確保 1. 社協会費	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・会費徴収（一般・特別）を各行政区長（37名）に依頼 一般会費5年度実績 7,039,000 特別会費5年度実績 495,000 会員加入率 約61% （加入率＝加入した世帯÷行政区に入っている世帯） ・法人会費はダイレクトメールにより直接依頼 法人会費5年度実績 3,240,000（約100社） ・区費や日赤社資、共同募金など、行政区が集金作業に費やすエネルギーははかり知れない。 ・希望する行政区には、会費徴収に伴う「社協の説明会」を職員が公民館等に出向いて行っている。6年度は6行政区に出向（新港2回、東町、息栖、立 知手浜、木崎）
	2. 善意銀行	社 協	<ul style="list-style-type: none"> ・指定預託 31件 3,295,746円 ・無指定預託 75件 1,101,426円 ・物品預託 56件

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・他の業務との兼ね合いで担当者が事業に集中することが難しい。いっそのことふれ愛フェスティバルの1セッションとして組み込んでしまえ！ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別会員が少ないため議員、区長、民生委員、行政役職員等積極的にPRしていく必要アリ。 ・法人会員へのサービス（たんぼぼの送付等）を漏れなく実施しなければいけない。 ・行政区に加入している世帯だけでなく、行政区のエリアに含まれる全ての世帯を対象にしないと本来の加入率が出ない。 ・会員世帯とそうでない世帯とでサービスの差別化（貸事業等で）をしてはどうか。 ・「会費」ではなく「寄附」なんだという感覚でいる住民が多い。社協会員としての自覚をどういう風に育ていけるかが課題である。 ・会費徴収に合わせて「社協説明会」を、全ての行政区で行えれば、住民の意識も変わっていくのではないだろうか。 ・個別訪問による徴収には限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全町民に社協会員になる事の意味、社協の在り方を理解してもらい100%の加入率をめざす
<ul style="list-style-type: none"> ・PRを強化する（他社協では「香典返し」によって積極的にやっている） ・他社協の情報収集をもう少ししてみる必要がある。 	

区分	事業・制度・活動名	実施主体	現 状
V 社 協 の 基 盤 整 備	⑤財源の確保 2. 善意銀行	社 協	・年間400~500万の寄附金。殆どが「福祉活動基金」積立事業へ
	3. 共同募金運動 (A、B募金 10月より)	社 協	・募金活動は地区婦人会、行政区、社宅自治会等に以来 ・目標額 4,189,300円 達成額 4,254,142円 達成率 102% ・募金業務が婦人会参加のネットワークになっている。 (参)婦人会の消滅した行政区：亀の甲、浜松、息柗原、居切、平泉、鵜川、泉町
	4. 歳末助け合い運動 (C募金 12月より)	各 行 政 区	・運動は住民の自発的な助け合いとして在宅の被保護世帯、独居老人、重度心身障害児(者)、母子家庭等に対し各行政区の区長及び役員、民生委員が相談し区で得た寄付金を配分する 実施行政区数 28 平均配分単価 3,000円 食品等もある
	5. 福祉活動基金積立事業	社 協	・平成6年3月31日現在積立額 73,100,000円 (神栖町より15,100,000円) ・無指定の寄附金を積み立てている。企業などへの高額寄附依頼は特にしていない。 (参)神栖町地域福祉基金 初年度 101,000,00 最終的には 500,000,00 めざす

課 題 ・ 問 題 点	到 達 目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・「募金」そのものの考え方の見直しをすべき時期にきている。戸別訪問型の募金は思い切って廃止し、学校募金、職域募金、街頭募金を積極的に実施する方向へ切り替えてみてはどうか。 ・PRを強化する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・この事業の為に地区ごとに寄付金を募っている区はほとんど無く、自質的には区の予算を削って配分しているため、住民のこの事業に対する理解は低い 	
<ul style="list-style-type: none"> ・目標額1億円で足りるのか ・民間財源をどう導入していくのか。企業が鹿島開発時に「地域対策」の為に対応していた“金”に対するアレルギーがある。地域エゴ丸出しの町民にも責任アリ。従って、必要か必要でないかの判断よりも先に「横並び意識」が働き、ベクトルが下向きになってしまう。 ・企業の社会貢献の考え方を普及させる必要がある。 ・ボランティア(サークル)活動への助成を見直す時期にきている(現在は純福祉系以外のサークルにも助成している)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも300万円程度の果実を確保する

社 協 業

務 一 覧 表

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 一般会計決算 特別会計決算 3本 業務会計監査 役員会 評議員会 自動販売機収益 配分会議 行政委員連絡協議会 業務説明 鹿ブロック社協職員合 同研修会理事会 ボランティア集会 鹿島郡社協理事 ・幹事会 地域福祉活動計画 策定委員会 やさしいまちづくり 会議 活動計画策定専門 委員会 2回	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 県社協職員連絡 協議会理事会 郡社協総会 町村福祉事業 従事者現地研修 障害児遠足 広報委員会 5回 調査委員会 心配ごと相談所 運営委員会 ボラ活動センター 運営委員会 総合企画委員会 福祉活動計画 策定委員会 鹿行社協職員の会 理事会 福祉活動基金 管理運営委員会 独居老人遠足 活動計画策定 専門委員会 2回 生活福祉資金 調査委員会	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 鹿行職員の会監査 鹿行職員の会総会 福祉活動計画 策定委員会 鹿行町村社協 担当者会議 地域福祉活動指導員養成課程 スクーリング ボランティア 協力校校長会議 ボランティア協力校 担当教師会議 市町村社協 事務局長会総会 障害児野外研修 市町村ボランティ ア担当者会議 活動計画策定 専門委員会 2回	心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 市町村社協新任 職員研修 夏の子ども自然教室 打ち合せ 4回 夏の子ども自然教室 現地視察 ふれ愛フェスティ バル打ち合せ 3回 やさしいまちづく り会議 2回 夏の子ども自然教室 事前講習 夏の子ども自然教室 父兄説明会 夏の子ども自然教室 全国ボラントピア 事業推進会議 関東ブロック社協 職員合同研修会 鹿行社協職員の会 研修会 福祉活動計画 策定委員会 活動計画策定 専門委員会 敬老会名簿整理	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 ことば合同連絡会議 点字講座 手話講座 2回 リーディング講座 福祉活動計画 策定委員会 広報委員会 5回 敬老会打ち合せ 2回 障害児夏季合宿 ふれ愛フェスティ バル打ち合せ ふれ愛フェスティ バル 鹿行福祉講座 共同募金担当者会議 鹿行事務局長会議 銚田ブロックボラン ティア活動推進会議 活動計画策定 専門委員会 2回 ボラ活動センター 運営委員会 障害者施設納涼会	心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 夏の子ども自然教室 思い出会 福祉活動計画 策定委員会 敬老会打ち合せ 2回 敬老会 市町村社協事務 局長セミナー 県ボランティア 振興大会 理事会 共同募金説明会 福祉団体長連絡会議 活動計画策定 専門委員会 2回 社協職員の集い

10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 敬老会 活動計画策定 専門委員会 2回 市町村社協新任 職員研修 ボランティア協力校 担当教師会議 チャリティーゴルフ 心配ごとケース処 理研究協議会 県身体障害者 スポーツ大会 心配ごと相談所 運営委員会 デイサービス 指導員研修 障害者施設運動会 鹿行福祉大会 県福祉大会 市町村社協 中堅職員研修 福祉活動基金 管理運営委員会 地域福祉活動 指導員研修 全国ボランティア フェスティバル 歳末助け合い運動 説明会 2回 共同募金運動実施 高齢者国際 シンポジウム 全国小規模福祉作業 所スタッフ研修会 やさしいまち づくり会議	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 敬老会反省会 活動計画策定 専門委員会 2回 郡身体障害者 スポーツ大会 鹿行社協職員の会 ボラ活動センター 運営委員会 市町村社協職員 経理研修会 歳末援護品支給 交通遺児調査 地域福祉推進 全国セミナー 会食型給食サービス いばらき福祉推進 セミナー 福祉活動計画 策定委員会 調査委員会	心配ごと相談所 5回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 鹿行社協職員の会 役員会 活動計画策定 専門委員会 2回 施設入所児 お年玉支給 交通遺児お年玉支給 老人施設 クリスマス祝支給 障害者施設 クリスマス祝支給 老人施設 クリスマス会 歳末助け合い 運動実施 歳末援護品支給 心配ごと相談員 研究協議会 会食型給食サービス	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 市町村ボランティ ア担当者会議 活動計画策定 専門委員会 2回 市町村事務局長 研修会 生活福祉資金 担当者会議 在宅推進事業研修会 福祉活動計画 策定委員会 心配ごと相談所 運営委員会 会食型給食サービス 生活福祉資金 調査委員会	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 8回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 ボランティア 入門講座 3回 活動計画策定 専門委員会 2回 広報委員会 5回 全国ボランティア 研究集会 市町村社協役員 研修会 全国ホームヘルプサ ービス運営セミナー 在宅介護者の集い 会食型給食サービス 心配ごと相談員 研究協議会 やさしいまちづくり 合同視察研修 ふれあいウォークラ ー 拾袋1回 やさしいまち づくり会議 全国社会福祉 推進セミナー 全国社会福祉 情報セミナー 地域福祉活動計画・ ふれまち事業 推進研究会 市町村社協 役員研修会 銚田ブロックボラ ンティア研究集会 福祉団体長連絡会議 総合企画委員会	心配ごと相談所 4回 ことばと発達の 相談室 7回 在宅障害者通所 訓練 週5日 宅配給食サービス 週2回 リーディング講座 点字講座 手話講座 2回 ボランティア 入門講座 3回 活動計画策定 専門委員会 2回 ボランティア協力 校担当教師会議 ボラ活動センター 運営委員会 理事会 評議員会 企業向け福祉講座 労働者福祉協議会 との懇談会 市町村事務局長 会議 早期療育懇談会 コンピューター 経理研修会 ふれあいウォークラ ー 拾袋3回 ふれあいウォークラ ー 難 町高齢者サービ ス 調整会議 福祉活動計画 策定委員会

福祉団体

協力業務

団体名 月	4月	5月	6月	7月	8月
老人クラブ 連合会	町理事会 町監査 町評議員会 決算 単位老ク野外 研修 5クラブ	ゲートボール予選 春期ゲートボール 大会 釣り大会 単位老ク野外研修 1クラブ 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告	リーグ (5~6月) 輪投げ大会 鹿行老ク連総会 ・先進地視察 町老ク連視察研修 2泊3日 郡市町村老ク担当者会議 市町村老ク連会長会議 単位老ク野外研修 4クラブ 町補助金申請 町前年度報告書提出 生きがい対策事業 助成申請・実績報告	囲碁・将棋・ 連珠大会 郡囲碁将棋大会 町理事会 県女性単位老ク 会長連絡会議 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告	町評議員会 単位老ク野外 研修 1クラブ
身体障害者 福祉協議会	町役員会 町監査 郡理事会 決算	町総会 県総会	ふれ愛ボーリング大会 郡総会 清掃活動・ハバキュー大会 町役員会 料理教室 鹿行評議員会 町補助金申請 町前年度報告書提出	ゲートボール教室 2回 鹿行理事会 鹿行視察研修 県障害者水の集い	町役員会 ふれ愛フェス ティバル
母子福祉会	県評議員会 町監査 決算	町役員会 町総会 町役員会 郡研修会 県総会 郡総会	町役員会 町補助金申請 町前年度報告書提出	料理教室 町役員会	親子遠足 町役員会 県親劇会 県母子福祉大会 町役員会 ふれ愛フェス
遺族会	郡役員会 郡総会 町婦人部総会 町監査 町評議員会 県婦人部総会 県青壮年部総会 決算	町総会	県婦人部長 青壮年部長会議 県担当者会議 町補助金申請 町前年度報告書提出 みたままつり	県婦人部長 県外研修	町評議員会 全国戦没者 追悼式 町青壮年部総会
軍恩連盟	県理事会 県総会 郡総会 決算	町理事会 町監査 町総会 県理事会 県婦人部長会議 関東甲信越会議	郡指導者研修会 郡研修旅行 県役員会	町役員会 町研修旅行	陳情請願
傷痍軍人会	町傷痍軍人・妻 の役員会 決算	町傷監査 町傷・妻の会 評議員会 県傷総会	自民党県連支部総会	郡傷総会	日傷夏の陣 (国会運動)
軍人軍属恩給 欠格者連盟	決算		町補助金申請 町前年度報告書提出		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	社会奉仕の日 芸能発表・作品展 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告 単位老ク野外研修 3クラブ ゲートボール大会 ゲートボール大会	歩け歩け大会 県老人クラブ大会 生きがい対策事業 助成申請 生きがい対策事業 実績報告 県老ク連ゲート ボール大会 単位老ク野外研修 1クラブ	単位老ク視察研修 町理事会 町福祉関係 団体長会議 単位老ク野外研修 3クラブ	町評議員会 老クリーダー 地方研修会 老ク女性リーダー 研修会		町理事会 町評議員会	花一ぱい運動 ゲートボール 監督会議 ふれあい ウォークラリー 生きがい対策事 業助成申請 生きがい対策事 業実績報告
	清掃活動 郡理事会 町補助金要望書	県スポーツ大会 町青年部研修 町役員会	郡スポーツ大会 町役員会 町宿泊研修 県山の集い・ 銀輪の集い	郡障害者の日 記念集会 町役員会 ふれ愛ボーリング 大会 郡理事会 訪問見舞い	身障者のど 自慢大会 県役員研修	町役員会 近隣町村 交流会	町日帰り研修
	ガン制圧全国大会 町補助金要望書	町役員会 郡若年母子 リーダー研修会	県研修旅行	生花教室 町役員会	町役員会 郡新年会 町新年会 町役員会	町村会長 研修会 郡役員会 春の遠足	町役員会 2回 新入学児童を 励ます会 新入学児童 祝品配布
	県戦没者追悼式 町戦没者追悼式 喜寿記念品配布 町補助金要望書	鹿行役員会 県婦人部 感謝の集い	町研修旅行 茨城の塔慰霊祭	県戦没者遺族大会 町評議員会	県会長・婦人 ・青壮年部長 会議 鹿行婦人部・ 青壮年部長 会議	町日帰り研修	鹿行会長・婦人・ 青壮年部長会議
	町戦没者追悼式 県護国神社慰霊祭 県会長・理事 合同会議	全国大会 町役員連絡員会議	県理事会	恩政連総会 特別陳情 県理事会 町忘年会	県役員会 町役員会	町理事会 自民党 県連総会	
	町戦没者追悼式	県傷研修会	日傷全国大会 及び研修	短期温泉療養と 研修 日傷冬の陣	県傷・妻の会 新年会 戦傷病者乗車券 引替証交付申請	国会陳情	
	町補助金要望書						

地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的)

第1条 高齢化社会の進展に伴い、福祉ニーズの多様化、複雑化により地域福祉、在宅福祉の問題が大きくクローズアップされており、これらの総合的推進にあたっては、行政施策と同時に、住民や民間団体の活動が不可欠であり、その推進の中核機関である社会福祉協議会の役割は益々大きくなっており、社会福祉協議会としてはその活動、事業、組織等を大きく発展させていく必要に迫られている。

そのために、今後社協の果たす役割を明確にすると共に、長期的視野による、重点事業、基盤整備、事務局体制等を中心とする具体的な地域福祉活動計画を策定し、住民主体の原則を基本に住民と共に、住民の立場にたった地域福祉の実現に向けて積極的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

※重点施策

- (1) 福祉コミュニティの形成
- (2) 地域に根ざした福祉施設の整備
- (3) 福祉マンパワーの養成と確保
- (4) 在宅福祉の充実
- (5) 相談事業窓口の総合化
- (6) 地域福祉サービスの充実強化
- (7) 社協事務局体制の整備充実

(委員会の設置)

第2条 前条の目的達成のため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(委員会の職務)

第3条 策定委員会は、今後予想される当町の福祉ニーズを明確化し、住民主体の、公私協働による福祉課題の解決及び行政への提言を含め、総合的な福祉計画を確立することを、その職務とする。

(組 織)

第4条 策定委員会は、15名以内の委員を以て構成し会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員会)

第7条 必要あるときは、策定委員会に専門委員会をおくことができる。

(出席要請)

第8条 策定委員会及び専門委員会は、審議に必要あるときは、関係者に出席を要請することができる。

(その他)

第9条 その他、委員会の運営については委員長が策定委員会にはかりこれを定める。

付 則

この要項第5条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は平成8年3月31日までとする。

この要項は、平成5年12月13日から施行する。

神栖町地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	
2	鈴木陽一	民生委員連絡協議会(総務)	副委員長
3	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	委員長
4	下谷正司	精神薄弱者更生援護施設啓愛園(園長)	
5	宮本新一郎	神栖町ボランティア連絡協議会(会長)	
6	小池みち子	いばらき3-7°くらしの助け合いの会(代表)	
7	佐藤健志	日本合成ゴム 鹿島工場(事務課長)	
8	小川哲夫	クラレ鹿島工場(総務部副長)	
9	大曾根政幸	鹿島埠頭(総務課長兼企画課長)	
10	向山耶幸	公募	
11	星あつ子	公募	
12	高橋寿	鉾田地方福祉事務所(主査)	
13	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	前・飛田和広(~H6.3.31)
14	荒井宏了	神栖町民生部(福祉課長)	
15	植草紀明	神栖町社会福祉協議会(常務理事兼事務局長)	

神栖町地域福祉活動計画策定専門委員名簿

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	
2	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	
3	小池みち子	いばらきコープ 暮らしの助け合いの会(代表)	
4	石橋秀樹	波崎済生病院(事務次長)	
5	田向敏郎	鹿行地域労働者福祉協議会(事務局長)	
6	大野明美	白十字総合病院訪問看護ステーション	
7	梶山正子	公募	
8	細田成子	公募	
9	斎藤恵美	公募	
10	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	
11	森政通	神栖町民生部(福祉課長補佐)	
12	山田きよみ	神栖町福祉センター(主幹)	
13	松沢光枝	神栖町保健センター(保健婦)	
14	滋野正壽	神栖町社会福祉協議会(事務局次長)	座長
15	橋田勝	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	コーディネーター
16	長島康浩	流通経済大学(大学院生)	H6.12.2～ 調査担当
17	丸野和美	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	H6.12.15～ 編集担当
18	内海潤子	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	H6.12.15～ 編集担当
19	川西久子	ボランティア	H7.1.9～ 挿絵担当
20	阪口和弘	ボランティア	H7.1.9～ 挿絵担当

専門委員会各部会別名簿

高齢者福祉部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	座長
2	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	
3	石橋秀樹	波崎済生病院(事務次長)	
4	田向敏郎	鹿行地域労働者福祉協議会(事務局長)	
5	細田成子	公募	
6	斎藤恵美	公募	
7	橋田勝	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	
8	野口真吾	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	

障害者福祉部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	梶山正子	公募	
2	森政通	神栖町民生部(福祉課長補佐)	
3	山田きよみ	神栖町福祉センター(主幹)	
4	滋野正壽	神栖町社会福祉協議会(事務局次長)	座長
5	横田美都子	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	
6	大川雅美	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	

児童・母子・父子福祉、ボランティア活動部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	座長
2	小池みち子	いばらきユア'くらしの助け合いの会(代表)	
3	大野明美	白十字総合病院訪問看護ステーション	
4	松沢光枝	神栖町保健センター(保健婦)	
5	荒井真由美	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	
6	明角晶子	神栖町社会福祉協議会(専任職員)	
7	相良光浩	神栖町社会福祉協議会(ボランティアコーディネーター)	
8	馬場信江	神栖町社会福祉協議会(専任職員)	

原稿起草・編集・調査部会

	氏名	所属・役職名	備考
1	長谷川幸介	茨城大学(助教授)	原稿起草
2	児玉透	特別養護老人ホーム白寿荘(荘長)	原稿起草
3	大津宏	茨城県社会福祉協議会(地域福祉係長)	原稿起草
4	滋野正壽	神栖町社会福祉協議会(事務局次長)	原稿起草
5	橋田勝	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	原稿起草
6	野口真吾	神栖町社会福祉協議会(福祉活動専門員)	原稿起草
7	相良光浩	神栖町社会福祉協議会(ボランティアコーディネーター)	原稿起草
8	丸野和美	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	編集担当
9	内海潤子	神栖町社会福祉協議会(広報委員)	編集担当
10	長島康浩	流通経済大学(大学院生)	調査担当
11	川西久子	ボランティア	挿絵担当
12	阪口和弘	ボランティア	挿絵担当

神栖町地域福祉活動計画策定経過

1. 策定委員会

回数	期 日	内 容	参加者数
第1回	平成5年12月20日(月) 午後2時	地域と福祉について	15名
第2回	平成6年1月24日(月) 午後2時	社会福祉協議会のあゆみ 計画策定タイムスケジュール	17名
第3回	平成6年2月17日(木) 午後1時	計画の柱立て、地域別社会資源と要援護者、 行政・民間の役割分担、地域福祉活動計画と 行政計画の関係、行政施策の現状、 住民の福祉意識調査について	14名
第4回	平成6年3月22日(火) 午後2時	神栖社協のあゆみ、社協事業について 福祉団体事業について	14名
第5回	平成6年6月23日(木) 午後2時	高齢者・障害者・児童生徒・母子父子福祉・ ボランティア事業の現状、課題、到達目標	15名
第6回	平成6年12月20日(火) 午後2時	福祉エリア・地域ケアシステム、 事業型社協への転換について	13名
第7回	平成7年3月14日(火) 午後2時	計画書の検討・校正	10名
第8回	平成7年3月16日(木) 午後2時	最終検討	15名

2. 専門委員会

回数	期 日	内 容	参加者数
第1回	平成6年1月24日(月) 午後6時	地域と福祉について、 社会福祉協議会のあゆみ	17名
第2回	平成6年2月17日(木) 午後6時	計画策定タイムスケジュール、計画の柱立て 地域別社会資源と要援護者、 住民の福祉意識調査について、 行政施策の現状、行政・民間の役割分担、 地域福祉活動計画と行政計画の関係	14名
第3回	平成6年3月22日(火) 午後6時	神栖社協のあゆみ、社協事業について 福祉団体事業について、委員役割分担	15名

回数	期 日	内 容	参加者数
第4回	平成6年4月28日(木) 午後6時	社協事業及び行政福祉施策の現状	19名
第5回	平成6年6月10日(金) 午後6時	社協一般事業の現状・課題・到達目標、 高齢者・障害者・児童生徒・母子父子福祉 ・ボランティア事業の現状、課題、到達目標	19名
第6回	平成6年6月23日(木) 午後5時30分	前回の課題整理、神栖町における地域分け	18名
第7回	平成6年7月11日(月) 午後6時	前回の課題整理、実施計画のイメージ、 「プラン21」との整合性について	20名
第8回	平成6年9月19日(月) 午後5時30分	地域福祉問題研究全国集会分科会参加報告 地域ケアシステム	14名
第9回	平成6年10月20日(月) 午後5時30分	地域ケアシステム、神栖町における地域分け 計画策定スケジュールの変更	14名
第10回	平成6年11月11日(金) 午後5時30分	ボランティア事業の検討、計画の柱立て、 事業型社協への転換、住民の福祉意識調査、 優良社協の視察について	15名
第11回	平成6年11月30日(水) 午後5時30分	事務局体制の整備、住民の福祉意識調査、 地域ケアシステム、計画書の配布範囲について	14名
第12回	平成6年12月15日(木) 午後5時30分	計画書の草案検討、福祉意識調査の単純集計 地域ケアシステム、以後のタイムスケジュール	15名
第13回	平成7年1月12日(木) 午後5時30分	計画書の草案検討	16名
第14回	平成7年2月16日(木) 午後5時30分	計画書編集、意識調査分析	15名
第15回	平成7年3月10日(金) 午後5時30分	計画書編集	16名
第16回	平成7年3月14日(火) 午後5時30分	計画書校正	15名
第17回	平成7年3月14日(火) 午後5時30分	最終検討	19名

3. 部 会

部 会 名	期 日	内 容
高齢者福祉部会	平成6年4月28日(木)	高齢者福祉事業の現状・課題・到達目標
	〃 5月12日(木)	
	〃 5月26日(木)	
障害者福祉部会	平成6年4月28日(木)	障害者福祉事業の現状・課題・到達目標
	〃 5月25日(水)	
児童生徒・母子父子 ボランティア部会	平成6年4月28日(木)	児童福祉
	〃 5月19日(木)	母子父子福祉の現状・課題・到達目標
	〃 5月27日(金)	ボランティア
	〃 6月7日(火)	
調 査 部 会	平成6年11月21日(月)	調査内容検討
	〃 11月24日(木)	調査の手法、集計方法の検討
	〃 11月25日(金)	調査票印刷
	〃 11月29日(火)	調査票発送
	〃 12月8日(火)	～
	〃 12月25日(日)	調査票コーディングシート記入・入力
	平成7年1月17日(火)	クロス集計
	〃 1月18日(水)	グラフ作成
	〃 1月30日(月)	グラフ作成
	〃 1月30日(月)	集計結果分析
〃 2月16日(木)	調査報告書作成	
〃 3月2日(木)	調査報告書作成	
〃 3月16日(木)	調査報告書作成	
起 草 部 会	平成6年11月12日(土)	計画書検討・草案作成
	〃 11月19日(土)	
	〃 11月23日(水)	
	〃 11月26日(土)	
	〃 12月3日(土)	
	〃 12月10日(土)	
	〃 12月17日(土)	
	〃 12月18日(日)	
	〃 12月23日(金)	
	〃 12月25日(日)	
平成7年1月9日(月)		
〃 1月10日(火)		
〃 1月11日(水)		
編 集 部 会	平成7年1月12日(木)	計画書の編集
	〃 1月20日(金)	
	〃 1月23日(月)	
	〃 1月24日(火)	
	〃 1月27日(金)	
	〃 1月30日(月)	
	〃 2月16日(木)	
	〃 3月2日(木)	
〃 3月16日(木)		

4. 視察研修

回数	期 日	場 所	内 容
第1回	平成6年1月26日(水)	越谷市社協視察	活動拠点
第2回	平成6年2月23日(水) ～25日(金)	今治市・吹田市社協視察	ふれまち、計画策定 (県社協合同)
第3回	平成6年7月7日(木) ～8日(金)	関東ブロック合同研究会(埼玉)	地域福祉活動計画 策定分科会
第4回	平成6年8月27日(土) ～28日(日)	地域福祉問題研究全国集会 (会場：明治学院大学) ～各分科会に参加～	地域福祉施策の動向 ホームヘルプサービスのあり方を問う 住民主体のネットワークのあり方 地域に生きる子ども達と保育所、児童館 高齢者が安心して暮らせる条件とは 保健・医療の政策動向と在宅福祉 専門家・住民の協働によるまちづくり 保健・医療・福祉の動向と公的責任 これからの地域福祉計画にどう取り組むか
第5回	平成6年9月7日(水) ～9日(金)	千歳市、旭川市、北海道社協視察	ふれまち、計画策定 (県社協合同)
第6回	平成6年11月9日(水)	社協活動全国研究集会(東京)	ふれまち、事業型社協
第7回	平成7年1月24日(木)	山梨県富士吉田市社協視察 (専門委員、社協役員、総合企画委員合同)	活動拠点、ふれまち 事業型社協
第8回	平成7年1月25日(金)	板橋区社協視察	事業型社協 (県社協合同)

神栖町民福祉意識調査

平成6年11月

調査のお願い

神栖町社会福祉協議会では、町民の皆さんの『誰もが安心して暮らせる豊かな福祉のまちづくり』を進めていくため、昨年から3カ年で地域福祉活動計画を策定しています。

このため、日頃皆さんが社会福祉について考え、感じていることをお聞かせ頂き計画作りの参考にさせて頂くことを目的とした神栖町民福祉意識調査を実施致します。

この調査では、神栖町にお住まいの20歳以上70歳未満の方を対象に、住民基本台帳から無作為に2066名を選ばせて頂きました。

調査票は無記名でご返送して頂き、内容は統計処理にのみ使用致しますので、お名前や内容が他に漏れることなど、ご迷惑をおかけすることはありません。

また、この調査は、個人を対象としていますので、あなたご自身のお考えをご記入下さるようお願い致します。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解頂きご協力賜りますようお願い致します。

尚、調査票をご記入頂きましたら、同封の返信用封筒で12月8日（木）までにご返送下さい。

《ご記入に当たってのお願い》

1. 必ず封筒の宛名のご本人がお答え下さい。
2. 大部分の質問は、用意した答えの中からあてはまるものを選んで頂く形式になっていますので、あなたの考えにもっとも近いものを選んで番号を○印で囲んで下さい。
3. ○印は、質問によって2つ以上の場合もあります。指示にご注意下さい。
4. 回答で「その他」に○印をつけた場合には（ ）にできるだけ具体的に内容をお書き下さい。

社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会

この調査についてのお問合せは下記にお願い致します。

神栖町社会福祉協議会事務局 93-0294

1. あなたご自身のことについておうかがいします。

〈問1〉あなたの性別は。(○印は1つだけ) 1. 男 2. 女

〈問2〉あなたの年齢(満年齢)は。(○印は1つだけ)

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代

〈問3〉あなたのお住まいの行政区はどこですか。(○印は1つだけ)

1. 横瀬 2. 日川 3. 一貫野 4. 萩原 5. 田畑・亀の甲
6. 石神 7. 高浜 8. 知手浜 9. 芝崎 10. 知手浜東団地・日川浜
11. 知手 12. 柳堀 13. 奥野谷 14. 奥野谷浜 15. 知手団地仲町
16. 溝口 17. 木崎 18. 息栖原 19. 新港 20. 知手団地東町
21. 浜松 22. 息栖 23. 大野原 24. 賀 25. 居切・鱈川
26. 立野 27. 筒井 28. 下幡木 29. 泉町 30. 平泉
31. 深芝 32. 神栖 33. 横瀬団地(池向・旧深芝浜)

〈問4〉神栖町にお住まいになって何年になりますか。(○印は1つだけ)

1. 2年以内 2. 3~5年 3. 6~10年
4. 11~20年 5. 21~30年 6. 31年以上

〈問5〉あなたの家族についておうかがいします。(○印はいくつでも)

1. ひとりぐらし
2. 夫婦のみ
3. 親と子(未成年の子どもがいる)
4. 親と子(成人した子どもがいる)
5. 三世代(親と子どもと孫)
6. その他(具体的に;)

〈問6〉あなたの職業は何ですか。

自営業	1. 農林漁業……………植木職・造園業も含みます 2. 商工サービス……………従業員9人以下の会社、商店等の経営者、個人営業者 3. その他……………開業医、芸術家、宗教家、著述業、茶華指導家 弁護士事務所、会計士など
-----	--

家族従業	4. 家族従業者……………農家や個人商店などで家族経営を手伝っている方
企業経営	5. 企業経営者……………従業員10名以上の会社や団体の経営者
勤め人	6. 管理職 …………… 官庁・会社の課長職以上で勤めている方 7. 専門職 …………… 研究者、弁護士、医師、福祉関係者、教員 8. 技術職 …………… エンジニア、科学技術者、看護婦、医療技術者 9. 事務職 …………… 事務系の会社員、公務員などの方 10. 販売職 …………… 小売店、販売店に勤めている方、外交員 11. 技能・労務……………運転手、技能士、生産工程従事者、建設従事者 12. サービス職……………守衛、理容師、調理師、家政婦などの方
無	13. 専業主婦 …………… なんの職も持たない主婦 14. 主婦 …………… パートや内職をしている主婦 15. 学生 …………… 16. 無職 ……………
その他	17. わからない場合、あてはまらない場合は具体的に仕事の内容を記入して下さい。()

〈問7〉あなたの現在のお住まいは次のうちどれですか。(○印は1つだけ)

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 1. 一戸建て持ち家 | 2. 一戸建て以外の持ち家(分譲マンション等) |
| 3. 町営住宅 | 4. 借家(一戸建て) |
| 5. 賃貸マンション | 6. 賃貸アパート |
| 7. 社宅・寮・公務員住宅 | 8. 間借り |
| 9. その他() | |

〈問8〉あなたの暮らし向きはいかがですか。(○印は1つだけ)

1. かなりゆとりがある。
2. 多少ゆとりがある。
3. どちらともいえない。
4. やや苦しい。
5. かなり苦しい。

2. 近所づきあいや地域での暮らしについておうかがいします。

〈問9〉あなたは、ご近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。
(○印は1つだけ)

1. 何か困ったときに助け合う親しい人がいる。
2. お互いに訪問し合う程度の人ならいる。
3. 立ち話をする程度の人ならいる。
4. あいさつをする程度の人ならいる。
5. ほとんどつきあいはない。

〈問10〉あなたは、この2～3年の間に、今お住まいの地域でつぎのような活動や行事に参加したことがありますか。(○印はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 行政区や自治会などの活動 | 2. 盆踊りやお祭りなど |
| 3. 運動会やレクリエーション活動 | 4. 講演会や教養講座、勉強会 |
| 5. 趣味の講習会やサークル活動 | 6. 防災・防犯・交通安全などの活動 |
| 7. 廃品回収や不用品の交換会など | 8. 道路・公園の清掃などの環境美化活動 |
| 9. 老人クラブや子供会などの活動 | 10. お年寄りや障害者のための活動 |
| 11. 各種福祉団体への寄付 | 12. スポーツの指導 |
| 13. 施設のお手伝い | 14. その他() |
| 15. いずれにも参加したことがない | |

〈問11〉あなたは、これからも神栖町に住み続けたいと思いますか。(○印は1つだけ)

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1. 永住したい。 | 2. 当分は住み続けたい。 |
| 3. できれば他町村へ移転したい。 | 4. 必ず他町村へ移転する。 |
| 5. よくわからない。 | 6. 神栖町には住みたいが、
今の地域で住み続けたくはない。 |

〈問12〉地域生活について、率直にあなたの考えにもっとも近いものはどれでしょうか。
(○印は1つだけ)

1. この土地にはこの土地なりの生活やしきたりがある以上、できるだけこれに従って、人と人との和を大切にしたい。
2. この土地にたまたま生活しているが、さして関心や愛着といったものはない。地元の熱心な人達が、地域をよくしてくれるだろう。
3. この土地に生活することになった以上、自分の生活上の不満や要求をできるだけ町政その他に反映していくのは、住民としての権利である。
4. 地域社会は自分の生活上のよりどころであるから、住民がお互いに進んで協力し、住みやすくするよう心がける。

〈問13〉あなたは、仕事・家事・食事・睡眠などに必要な時間以外で自由な時間（余暇）がどれくらいありますか。平日と休日について、それぞれお答え下さい。
（○印は1つだけ）

平日の場合

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 1時間程度 | 5. 5時間程度 |
| 2. 2時間程度 | 6. 6時間以上 |
| 3. 3時間程度 | 7. ほとんどない |
| 4. 4時間程度 | |

休日の場合

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 1時間程度 | 5. 5時間程度 |
| 2. 2時間程度 | 6. 6時間以上 |
| 3. 3時間程度 | 7. ほとんどない |
| 4. 4時間程度 | |

〈問14〉あなたは、自由な時間（余暇）をどのように使うことが多いですか。
平日と休日それぞれ3つ選び□の中に番号を記入して下さい。

平日 休日

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. テレビ・新聞・雑誌等の見聞き | 9. 仕事や学校のための勉強 |
| 2. 家族との団らん | 10. 地域や社会のための活動 |
| 3. 友人達との交際 | 11. 食事やショッピング（買物） |
| 4. スポーツ | 12. 旅行・ドライブ |
| 5. 習い事 | 13. 何もしないでのんびりする |
| 6. 囲碁、演芸、釣、日曜大工等の趣味 | 14. その他（ ） |
| 7. 映画、コンサートなどにでかける | 15. 休みはほとんどない |
| 8. 競輪、競馬、パチンコ等に行く | |

〈問15〉あなたが、家族と一緒に食事をしたり、話ができるのは週のうちのどのくらいありますか。（○印は1つだけ）

1. ほぼ毎日
2. 週3回以上
3. 週1～2回
4. まれにある程度

3. ボランティア活動についておうかがいします。

〈問16〉あなたは『ボランティア活動』という言葉から、どのような感じを受けますか。
あなたの考えに最も近いものに○印をつけて下さい。（○印は1つだけ）

1. 困っている人を助ける活動
2. 時間に余裕のある人が、それを社会のために役だてる活動
3. だれもが安心して豊かに暮らせるような地域社会を作るための活動
4. 行政などで行っている福祉活動の足りない部分を補う活動
5. 自分自身の成長や生きがいなどを実現するための活動
6. よくわからない

〈問17〉あなたのボランティア活動との関わりについておたずねします。
ア～スのそれぞれについて次の1～4のいずれかの数字を○で囲んで下さい。

1. 参加している。
2. かつて参加したが、今は参加していない。
3. 今までは参加したことがないが、今後は参加してみたい。
4. 今までも参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない。

		1 て参 加 るし て	2 加か 今つ なて し参	3 し今 た後 い参 加	4 加今 し後 なも い参
ア	施設訪問や施設内での活動	1	2	3	4
イ	病院でのボランティア活動	1	2	3	4
ウ	在宅のお年寄りや障害者のための活動	1	2	3	4
エ	子供の健全育成のための活動	1	2	3	4
オ	社会福祉協議会の行事への参加	1	2	3	4
カ	社会福祉協議会の派遣するボランティア	1	2	3	4
キ	地域の環境美化、祭など地域連帯を高める活動	1	2	3	4
ク	募金活動	1	2	3	4
ケ	資源回収やリサイクル運動	1	2	3	4
コ	空気や水、緑などを保護するための自然保護活動	1	2	3	4
サ	史跡や文化財をほごする活動	1	2	3	4
シ	難民などを助ける国際協力や外国人との交流活動	1	2	3	4
ス	その他（ ）	1	2	3	4

〈問18〉 あなたやあなたの家族が、現在または将来困って、人の手が必要なときにボランティアに手伝って欲しいと思いますか。

どちらかを○で囲んで下さい

1. 手伝って欲しい

↓
ボランティアに手伝って欲しいと思うのはなぜですか。次の中から2つ以内で選び○印をつけて下さい

- ↓
- | |
|--------------------------------|
| 1. 家族の労力負担や精神的負担が軽くなると思うから |
| 2. 経済負担が少なくなると思うから |
| 3. 今まで地域で活動してきたのだから少しは返して欲しいから |
| 4. 行政のサービスは利用しにくいから |
| 5. ささえ合うのが自然だから |
| 6. その他 () |

2. 手伝って欲しくない

↓
ボランティアに手伝って欲しくないと思うのはなぜですか。次の中から2つ以内で選び○印をつけて下さい

- ↓
- | |
|----------------------------|
| 1. 他人に家に入って欲しくないから |
| 2. お金を払うサービスを利用した方が気がラクだから |
| 3. 他の近親者や近所の手前があるから |
| 4. 福祉施設や病院を利用するから |
| 5. ボランティアの内容を知らないから |
| 6. 行政がやってくれるのが本当だから |
| 7. 行政サービスに満足しているから |
| 8. その他 () |

〈問19〉 あなたは次のようなことをしたことがありますか。

(1) 町で障害者やお年寄りを見かけて、声をかけたり、手をかしてあげるなどの手助けをしたことがありますか。(○印は1つだけ)

1. ある 2. ない

(2) 町で児童、青少年がしてはいけないことや、危険なことをしているのを見て、注意したことがありますか。

1. ある 2. ない

〈問20〉 もし、あなたの家の近くにひとり暮らしのお年寄りがいて、その人が万一病気などで寝込み何らかの手助けが必要となった場合、あなたならどうしますか。

(○印は1つだけ)

1. 自分でできることを探して手助けをする。
2. 近所の人と相談して、みんなで協力して手助けをする。
3. 近所の人から話ががあれば協力する。
4. 役場に連絡して面倒を見てもらう。
5. 地域の民生委員に連絡して面倒を見てもらう。
6. 何もできないと思う。

4. 老後の生活についてのお考えをおうかがいたします。

〈問24〉 一般に、寝たきりなどになったお年寄りへのお世話は、どのように行うのが望ましいですか。（○印は1つだけ）

1. 配偶者・子供などの家族だけで行うのがよい。
2. 行政がすべて行うのがよい。
3. 行政と民間・住民・家族が協力して行うのがよい。
4. 行政には頼らずに、民間・住民・家族中心となって行うのがよい。

〈問25〉 あなたが、年をとって、もし仮に寝たきりになるなど手のかかる世話が必要な状況になったとしたら、どのように生活するのが最もよいと思いますか。（○印は1つだけ）

1. 配偶者や子供だけに世話をしてもらって、家庭で生活するのがよい。
2. 公的なサービスを受けて、家庭で生活するのがよい。
3. 民間のサービス（家政婦協会、民間企業等）を受けて、家庭で生活するのがよい。
4. 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に入って生活するのがよい。
5. 介護サービス付き有料老人ホームや老人用マンションに入って生活するのがよい。
6. 老人病院などの医療機関に入院するのがよい。
7. その他（ ）
8. よくわからない。

〈問26〉 あなたは老後生活への準備として次のようなことをしていますか。次の中からあてはまるものに○印をつけて下さい。（○印はいくつでも）

1. 老後の生計が安定するように、貯蓄などをして資産形成に努める。
2. 規則正しい生活を送るようにしたり、スポーツをしたりすることで、健康の維持や増進に努める。
3. 趣味や社会活動を通して、生きがいを見つけるように努める。
4. 家族との関係が円満なものとなるように努める。
5. 友人や地域の人たちとのつきあいを大切にするように努める。
6. その他（ ）
7. とくに意識して努力していない。

用語の説明

アピール	人々の心などに訴えること
イメージ	人が心の中につくる姿、形
インテグレーション	統合、無差別待遇
エリア	区域
OT	作業療法士
カルテ	診療記録カード
カンファレンス	協議
キーパーソン	中心となる人
共助	地域住民による福祉の援助
クライアント	要望者、患者、顧客
グループ	仲間、集団
グループホーム	障害者が小人数で独立して社会生活をする家
ケア	心配する、世話をする
ケース	事例
ケースカンファレンス	事例協議
ケースマネジメント	事例管理
公助	国や地方自治体による福祉の援助
コーディネート	調整する
コーディネーター	連絡者、調整者
コミュニティ	地域社会
コミュニティワーク	地域援助技術
サークル	同好者の集まり
在宅介護支援センター	在宅の介護者の介護に関する総合的な相談や、各種機関との連絡・調整、介護機器の展示、使用方法指導等を行う場所
在宅プレイ（セラピー）	在宅の心身障害児に対し、遊びを通してする治療
自助	自分、家族による福祉
システム	制度、組織、体系
社協	社会福祉協議会の略
ショートステイ	短期入所、短期収容保護
シンクタンク	頭脳集団
ステップアップ	一段一段上へあげること
ソーシャルワーカー	社会福祉専門職
地域福祉センター	在宅福祉対策の総合的、効率的な展開を図るための拠点としてデイサービス事業、研修、相談等の事業を行う施設
通所施設	通所することによって福祉サービスを提供する施設
デイサービスセンター	昼間、要援護者に入浴や食事の提供、日常動作訓練等のサービスを提供する施設
特別養護老人ホーム	65歳以上の身体上、又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、在宅において介護をすることが困難な者を入所させて養護する施設
ナーシングホーム	家庭で日常生活を営むには困難な患者の為の、病院と家庭の中間施設
ニーズ	需要、必要物
ネットワーク	網状に連絡した組織

ノウハウ	物事のやり方や手順についての専門的な知識や技術、
ノーマライゼーション	高齢者や障害者などハンディキャップを持つ人を施設等に隔離せず日常生活の中で共に助け合っていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方
バザー	慈善市
ハンディキャップ	障害、不利な条件
フィードバック	結果を原因に反映させること
PT	理学療法士
プロパー	自前の職員
ボーダーライン	境界線
ホームヘルパー	家庭奉仕員
ホームヘルプサービス	家庭奉仕員を派遣する制度
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動に関する調整役
マニュアル	手びき書、入門書、案内書
マンパワー	人的資源
モデル	見本、模型
ライフサイクル	生活周期
リハビリ（テーション）	障害者等の社会復帰療法
レク（レクリエーション）	スポーツ、娯楽等の余暇活動
レベル	水準
ワンステップ	一歩